

平成 2 7 年 9 月 3 0 日

第 4 回 瑞 浪 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 号)

議 事 日 程 （第 1 号）

平成27年 9 月30日（水曜日）午前 9 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 市政一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 市政一般質問

出席議員（16名）

1 番	樋 田 翔 太	2 番	小 川 祐 輝
3 番	渡 邊 康 弘	4 番	大久保 京 子
5 番	小木曾 光佐子	6 番	成 瀬 徳 夫
7 番	榛 葉 利 広	8 番	熊 谷 隆 男
9 番	石 川 文 俊	10番	加 藤 輔 之
11番	大 島 正 弘	12番	水 野 和 昭
13番	熊 澤 清 和	14番	舘 林 辰 郎
15番	柴 田 増 三	16番	成 重 隆 志

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職、氏名

市 長	水 野 光 二	副 市 長	勝 康 弘
総 務 部 長	水 野 正	まちづくり推進部長	加 藤 誠 二
民 生 部 長	伊 藤 明 芳	民 生 部 次 長	正 村 京 司
経 済 部 長	成 瀬 篤	経 済 部 次 長	棚 橋 武 己
建 設 部 長	石 田 智 久	建 設 部 次 長	大 山 一 男
会 計 管 理 者	渡 邊 俊 美	消 防 長	小 倉 秀 亀
総 務 課 長	正 村 和 英	秘 書 課 長	正 木 英 二
教 育 長	平 林 道 博	教育委員会事務局長	伊 藤 正 徳
教育委員会事務局次長	藤 井 雅 明	企画政策課長	小 栗 英 雄
税 務 課 長	宮 本 朗 光	市 民 課 長	小木曾 松 枝
市民協働課長	鈴 木 創 造	生活安全課長	北 山 卓 見
高齢福祉課長	南 波 昇	保険年金課長	伊 藤 和 久
健康づくり課長	成 瀬 良 美	農 林 課 長	景 山 博 之

商 工 課 長	林 恵 治	窯業技術研究所所長	加 藤 正 夫
環 境 課 長	市 川 靖 則	クリーンセンター所長	小 林 恭 司
土 木 課 長	木 村 伸 哉	都市計画課長	渡 辺 芳 夫
浄化センター所長	山 内 雅 彦	教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	柴 田 宏	スポーツ文化課長	工 藤 将 哉
選挙管理委員会書記長補佐	日比野 茂 雄	消防総務課長	足 立 博 隆
警 防 課 長	足 立 憲 二	予 防 課 長	鵜 飼 豊 輝
消 防 署 長	大 津 英 夫		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	可 知 勝 宏	事務局総務課長	奥 村 勝 彦
書 記	加 藤 百合子	書 記	奥 村 香 織
書 記	加 藤 千 佳		

○議長（熊谷隆男君）

皆さん、おはようございます。

一般質問2日目に入ります。今議会の締めくくりとなる一般質問になると思います。しっかりと、よろしくお願いいたします。

本日の会議に、報道機関より写真撮影の申し出がありましたので、それを許可いたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

○議長（熊谷隆男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において7番 榛葉利広君と9番 石川文俊君の2名を指名いたします。

○議長（熊谷隆男君）

これより、日程第2、市政一般質問の続きを行います。

一般質問につきましては、昨日と同様、通告制を採用しており、発言は通告順に議長の許可を得て行います。

質問、答弁時間を合わせて60分以内とし、質問は原則として、各標題の要旨ごとに一問一答式で行い、一要旨が終了後、次の要旨に移行してください。

以上、ご協力をお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

初めに、11番 大島正弘君。

〔11番 大島正弘 登壇〕

○11番（大島正弘君）

皆さん、おはようございます。

私にとりましては、久しぶりの朝一番の登壇でございます。大変、気分よくしております。

爽やかな気持ちで一番バッターを務めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6月議会の冒頭で、私はこういう話をさせていただきました。庭先に蛍が飛ぶ姿を見て、瑞浪市の水質が随分改善されて、今、幸せを実感しているという話をさせていただきました。

これからは、冒頭、何に幸せを感じているかということを考えながら、話をしてみたいというつもりであります。

今回は、私ごとですが、慢性硬膜下血腫という手術を克服し、こうして元気に議員活動ができるようになったことに対し、心から幸せを実感しております。

今後は、今まで以上に議員活動に専念し、努力を惜しまず、しっかりと自分の意見を発言していくことをここに宣言させていただきます。

次に、議会の日程について一言申し上げます。それは、一般質問の日程のとり方であります。

きょうは9月30日、月末でございます。9月議会の開会は9月2日でありまして、この間、28日間ありました。私が一般質問の通告をして、執行部の皆さん方とこうするんだ、こういうことを聞きたいんだという話をさせていただいてから、28日間も間があるということは、まことにやる気がそがれるという気分でございます。

一年半ぐらい前までは、議会が開会してから10日目ぐらいまでに一般質問が終了していたわけですが、やはり氣勢が盛り上がったところで一般質問を行わせていただいたほうがいいような気がします。

今年度、設立されました議会改革特別委員会では、熊谷議長からの諮問により、本会議の日程について答申を出すよう求められております。委員会で慎重に議論を重ねられまして、最もよい議会日程が導き出されることを期待しております。

本日は2つの標題を用意させていただきました。この2つは、いずれも水野市長の発言からをテーマとさせていただきました。

最初に、標題1、瑞浪超深地層研究所の研究終了後についてであります。

この問題につきましては、6月議会の一般質問において、館林議員の質問に対し、市長は「最終処分場の建設地になることはない。私は最終処分場を受け入れるつもりはない」と明言されたことにより、その延長線上の行動、発言をなされたものと捉えております。

昨日の成瀬議員の言葉にもありましたが、水野市長は去る8月21日に行われました全員協議会の場で、突然に大変責任の重い言葉を発せられました。

その言葉とは、「瑞浪超深地層研究所は、研究終了後は研究坑道を埋め戻して更地にしていただき、土地を瑞浪市に返却していただくことを決意いたしました。本で行われる跡利用検討委員会で、その旨の発言をいたします」という言葉でした。

そのとき、私は、余りにも発言が突然であり、その言葉を受け入れる準備ができておりませんでした、心の中では拍手喝采でした。

市長の言葉どおり、その日の午後に行われました跡利用検討委員会でも、同様の発言をされたということを聞き及んでおります。

私は、この市長の言葉を本会議の議事録にしっかりと残す必要があると考え、標題とさせていただきました。

昨日の成瀬議員の一般質問における標題1、要旨アの中でも、冒頭、発言の内容にも触れられたわけですが、そして、議事録にも多分残されたものと考えておりますが、私の要旨アではその旨の発言をされた市長の思いを語っていただきたいと思っております。

それでは、要旨ア、跡利用検討委員会で市長が発言した言葉にはどのような思いが込められているかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

皆さん、おはようございます。それでは、大島議員ご質問の標題1、瑞浪超深地層研究所の研究終了後について、要旨ア、跡利用検討委員会で市長が発言した言葉にはどのような思いが込められているかについてお答えさせていただきたいと思います。

私は、平成27年8月21日に開催されました「瑞浪超深地層研究所跡利用検討委員会」におきまして、「研究終了後、埋め戻して土地を返還していただき、機構には、研究所での研究に邁進していただきたい」旨の発言をさせていただきました。

初期の構想では、研究所は1,000メートルの立坑と研究坑道を持つ、世界に類を見ない研究施設を目指されてみえまして、研究終了後はその施設を使い、飛騨にありますがカミオカンデのような利用方法ができればと期待をしていたこともあります。

その後、研究計画の見直しで、500メートルの研究坑道までに計画が縮小されましたけれども、それでもやはり貴重な研究施設であることに変わりはないなというふうにも思っております。

しかし、掘削途中で日に800トンを超える湧水と、その水に環境基準を超えるフッ素が含まれて、除去と排水に多額の維持管理費を要すること、また、地下へのエレベーター運行にも維持メンテナンスに、やはり多額の維持管理費などがかかることなどを考えまして、坑道の活用には大きな費用が必要となってまいります。

昨年の跡利用検討委員会で、公募による跡利用の募集の提案がなされたわけですがけれども、この施設を利用できるとしたら、私は国際的、もしくは国家的プロジェクトしかあり得なく、公募による跡利用の検討というのはふさわしくないのではないかと考えておりまして、一年間、いろいろ私なりに情報収集等もしてまいりました。

また、市内各地でミニ集会などを開催させていただきましたけれども、その席で、現在も研究所が処分場になるのではないかと不安をお持ちの多くの市民の方が見え、その都度、処分場にはならないことを私は丁寧に説明をしてまいりました。しかし、こうした不安は、言葉では拭き切れず、やはり埋め戻した上で土地を返還してもらうことが、最も説得力があると判断し、今回の発言をさせていただいたものであります。

跡利用検討委員会での今回の私の発言につきましては、多くの市民の皆さんの信託を受け、市政運営を委ねられた者として決断させていただいたものでありまして、私は賃貸借契約書にうたわれております「研究終了後、埋め戻して更地にして市に返還する」、この約束を実行していただくことを要望する決断をさせていただいたわけでありまして。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

重ねて伺いますが、跡利用委員会という会議は、議事録がしっかりと残されているかということ
を伺います。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

当然、跡利用検討委員会の議事録につきましては、事務局である東濃地科学センターが作成いた
しまして、ホームページなどで公開されております。

今回に関しましては、10月上旬ぐらいに報告があるのではないかと考えておりますので、よろし
くお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

もう一度伺いますが、今の市長の言葉の中で、市民とのミニ集会、それから、地下500メートル、
1日に800トンの湧水がある。また、湧水の中にはフッ素化合物が含まれているという、いろんな
判断から、1年間ぐらい考えたあげく、8月21日の発言になったということをお話しされたわけ
ですが、最終的にこうしなければだめだというふうに決断されたのは、市長選挙の前なのか、後な
かを伺わせていただきたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

まあ、先ほども答弁をさせていただきましたように、昨年の跡利用検討委員会の席で、広く公募
をして利用者を募りたいというような提案がありましたので、私はその提案を聞いて当時、正直
「えっ」と率直に思いました。

私がお願いしていたのは、文部科学省にも経済産業省にも、国家的なそういうプロジェクトを、
やはり文部科学省がやってみる国家的プロジェクトもあるでしょうし、経済産業省がやってみる
国家的プロジェクトもあるでしょうけれども、まあ、そのような政府がやってみるようなそうい
うものを、それぞれやっぱり検討していただいて、提案をいただきたいというお願いをしていたわ
けでございますけど、広く公募をして、いろんなところから仮に提案があったときに、それがふさ
わしいのかふさわしくないのか、我々が判断する何てことはできるわけではありせんし、将来の
こともなかなか推測しづらい部分もありますから、やっぱり国がしっかり有効利用、平和利用と言
いますか、をしていただけるような機関を選定して、こういうところでどうだねと言っていたく
ことをイメージしていたわけですけど、広く公募をされるという提案がありましたので、これはち
ょっとやはりふさわしくないのではないかということから、やっぱり研究の後、必須課題を3点挙
げられまして、この必須課題をしっかり研究すれば、ここの一環の研究は終了するというような目
鼻もついてきたわけでございますので、やっぱり真剣に跡利用を考えないかん時期に来たなという

ことから、先ほども言いましたように、私なりにいろいろ情報収集をする中で、一年間考えてまいりました。

やはり大きなきっかけは、ミニ集会ですね。選挙に向かったの市民の皆さんとのミニ集会を市内何カ所かで開いたわけですが、その席で、やはり多くの方々から、必ず超深地層研究所の質問、処分場にならないかという不安の質問などもありましたので、私はこれだけ一生懸命説明しておく、処分場にはならないといろんな席で説明しておくにもかかわらず、多くの市民の皆さんが、まだこんなにやっぱり、本心は不安に思ってみえるのかということを改めて認識しましたので、このことについては、やっぱり一定の方向性をきちっと示さないと、市民の皆さんの不安は拭い切れないのではないかという思いを感じておりました。

結果、選挙が終わった後、跡利用検討委員会が8月21日に開かれるということが決まってまいりましたので、その間で、もちろん県とも相談し、土岐市とも相談しながら、最終的にこういう発言をさせてもらうということに至ったわけでございまして、まあ、全員協議会では急に発言したような印象であったかもしれませんが、そういう流れがあつてそういう決断に至ったということでご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。まあ、3期目の当選をなされましてから、こういう発言ができる立場になられたというふうに受けとめをさせていただきます。

次に、要旨イをお尋ねいたします。

本市におきましては、平成14年1月17日に当時の動力炉・核燃料開発事業団と瑞浪市有地に関し、「土地賃貸借契約」及び「土地賃貸借契約に係わる協定」を締結しております。

また、この契約が終了するのは、平成34年1月までと承知しております。

この間、土地賃貸料の軽減が議会に提案され、審議をしたことを記憶しております。

先ほどの市長の言葉ですと、研究終了後ということになっておりますが、土地賃貸借契約終了後と一致していいものかということは判断しかねるわけでございます。つまり、研究終了後という言葉と、土地賃貸借契約終了後という言葉が、僕の頭の中ではまだ一致しておりません。

例えば、平成34年1月までに研究がまだ終わらないと。再度、土地賃貸借契約を更新してほしいという申し込みを受けた場合、そのときの対応はどうすべきかということも考えておく必要があるかと思います。

まあ、私の腹の気持ちの中では、これから答えていただく総務部長からは、そのときは対応いたしません。土地は平成34年1月をもって返却をしていただくつもりですという明確な言葉が返ってくることを期待しておりますが、いかがな答弁がいただけるものでしょう。

そこで、要旨イでございます。研究が延長された場合、本市はどのような対応をされるのかを、水野総務部長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

おはようございます。議員より要旨イで、研究が延長された場合、本市はどのような対応をされるのかにつきましてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

瑞浪超深地層研究所は、平成27年4月に認可を受けました第3期中・長期計画で抽出された3つの必須の課題につきまして、平成31年度末までの5年間で成果を出すため、今年度から研究を始めたところでございます。

超深地層研究所安全確認委員会の委員の皆さんと現地調査を行いまして、この必須の課題の1つであります止水壁を設置した冠水試験について、順調に作業が進められていることを確認しております。

機構と平成14年1月17日に締結いたしました土地賃貸借契約書の第3条におきまして、土地の賃貸借期間を定めております。賃貸借の期間につきましては、契約の日から平成34年1月16日までの20年間といたしまして、このただし書きにおきまして「期間の延長が必要となる場合には、甲・乙」、瑞浪市と機構でございますが、「別途協議し決定する」と定めておりますので、この契約に沿った対応となります。

先に申しましたが、第3期中・長期計画に基づき、今年度から研究がスタートいたしました。機構におきましては、残された必須の課題につきまして、この計画期間内に終了するよう研究を進められておりますので、期間内の研究が終了するものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ただ今の答弁ですと、部長は期間内に研究が終了するものと考えていると。しかしながら、賃貸借契約書の第3条には、延長が必要となった場合は協議をするということがうたってあるんですね。

この契約書どおりに行けば、第3条の項目が履行される場合もあると。その研究次第によっては、第3条の規定に沿って協議の上、延長される場合があるというふうに捉えられかねない。私は捉えるわけでございますが、そのときの対応は、この契約書に沿って対応をせないかんと思うわけですが、やはり瑞浪市としては、あくまでも平成34年1月16日までということを前面に押し出して、契約終了を機構に対して迫っていくということはできないわけですか。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

研究所の研究につきましては、自分たちが想定した内容につきまして研究をしていくということになります。これは掘削する場合もそうですし、今後、埋め立ての研究を技術もそうでございます

ので、その研究がどのようにになっていくかというのが一番、問題となっております。

ですので、市としては、その研究の期間内、計画の期間内に終了するという部分として、今現在報告を受けておりますので、そのように進んでいくものというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。無事に研究が終了することを祈るしかないですね。我々が研究をする立場ではありませんので。

次に入ります。

今後、7年間、私たちは瑞浪超深地層研究所の動向をしっかりと注意してまいらなければならないと思っております。

最後の要旨でございます。

施設の利用につきましては、昨日、成瀬議員が取り上げられまして、地元の要望を切実に訴えられたわけでございますが、昨日の答弁では、更地にすることにこだわってみえるなど、私は受けとめました。

そこで、私は更地になった部分での跡地利用の構想を伺ってまいりたいと思います。

もし、何もないければ、私が6月議会で提案しました芝生葬・樹木葬ができる公営墓地も一つの候補ではないかなと思っております。

要旨ウ、研究終了後の跡地利用については様々な検討が行われる中どのような構想があるか。重ねて水野総務部長にお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、要旨ウ、研究終了後の跡地利用については様々な検討が行われる中どのような構想があるかについてお答えいたします。

返還される用地は、東濃研究学園都市構想のインターガーデン地区に位置し、もともとサイエンスワールド第2ステージの用地として市が用意したものでございます。

東濃研究学園都市構想は、岐阜県、現東濃西部3市等が関係機関と共同で昭和53年度から各種調査、研究を行いながら、構想及び施設の充実に図ってきており、平成5年には、多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域基本構想として承認され、推進してきた構想でございますので、まずは県と協議を始めたいというふうに考えております。

また、市民公園内には化石博物館、市之瀬廣太記念美術館及び陶磁資料館などの文教施設が整備され、各施設とも老朽化やバリアフリー対応ができております。こうした施設の更新時期も踏まえ、返還される用地の利用を考えていく必要があるというふうに考えております。

議員より跡利用で公営墓地のご提案をいただいておりますが、この用地につきましては、交通アクセスが大変よいこと、また、市民公園やサイエンスワールドなど、交流施設が整備されていることなど、市にとって有効・有益な利用が期待できる用地でございますので、市の活性化につながる利用を第一に検討していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

今の部長の答弁の中で、東濃研究学園都市構想という言葉が出てまいりましたが、この構想は今でも続いているわけですか。もう終わっておるような記憶ですが。お尋ねします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

ここ10年程度動いておりませんが、構想自体はまだ現在生きております。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

構想自体はまだあるわけですね。生きてるわけですね。

まあ、先ほども申しましたように、私の提案はまた別といたしまして、先ほどの部長の答弁の中で化石博物館、市之瀬廣太記念美術館等の集約も含めて、大変有効にでき得る土地であるというふうに判断してみえるということがわかったわけでございますが、果たして僕は、あそこにどれだけ土地があるかもよく調べていないのでわからないわけですが、有効に利用できる平面の土地が全体の市有地、山林も含めた市有地の面積の中でどのくらいあるのかということをお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

土地の賃貸借契約で貸し付けている土地の総面積につきましては、7万7,584.45平米でございます。

それでは、あと平地になっている面積でございますが、これにつきましては、1万783.1平米となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

平地が1万783平米ですと、3.3で割りますと、3,000坪ちょっとですか。ぐらいの坪数ですね。随分広い土地が確保できると思います。大変楽しみにしております。

更地になった場合の有効利用ということは、あと7年しかありませんので、最初の約束どおり7年で研究が終了するということを考えた場合、7年後、第6次総合計画でも10年間の計画を立ててやるわけですから、もうすぐの話ですので、7年後に向けてしっかりと構想を持っていただきたいと思います。

もう一つお尋ねしますが、これは通告はしていませんが、埋め戻しの期間というのが数年かかるのではないかなと、短期間ではできないと思うわけですが、埋め戻し期間というのは土地の賃貸借契約期間に含まれているのかいないのか。答えられますか。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

研究第3期につきましては、7年の計画になっていますが、5年で研究、残りの1年9カ月という形になっておりますので、この平成34年1月16日までに埋め戻しされて返還されるというのが、今の流れになっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。今のお言葉どおり行けば、7年後には更地になった3,000坪ぐらい、1万700平米が瑞浪市に戻ってくると。そうした場合には、公園の整備も含めて、新たな構想がまたできるということで、大変楽しみにしておりますので、瑞浪市民に明るい希望を与えていただくようお願いいたしまして、1つ目の標題を終了させていただきたいと思います。

それでは、標題2、三世代同居・近居支援制度の創設についてであります。

この標題は、水野市長が市長選挙の際、公約として訴えられてまいりました。市長公約として、突然出てきたものと受けとめております。

また、去る8月15日号の市広報の中でも、市長が取り組む重要課題の3つ目、「人口問題に取り組みます」という題目の中で発表をされております。

私は、何か余りわからない事業だなという、三世代同居はわかるんですが、近居ということ、それに対して支援をするということが、どういうことをやられるのかよくわかりませんので、この事業効果の検証を含めまして、どのような制度ができて、どのような効果を生んでいくのかということを、本日の一般質問でお聞きしてまいりたいと思っております。

要旨アの中では、なぜこの事業が必要なのかを含め、2期8年の市長経験から来る人口問題への思いを述べていただきたいと思っております。

それでは、要旨ア、この事業を実施しようとした想いはどのようなかを、水野市長にお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、大島議員ご質問の標題２、三世代同居・近居支援制度の創設について、要旨ア、この事業を実施しようとした思いはどのようなかについてお答えさせていただきますけど、今、大島議員がお話しされましたように、突然という話がありましたけど、実は私は１期目の市長選に立候補するときのマニフェストにもこのことをうたわせていただいていたんですけど、そのときの私のテーマが、やっぱり「愛あるまち“瑞浪”」でありまして、家族愛、地域愛、郷土愛あふれる瑞浪を目指して、私が市長に当選したらまちづくりをしていきたいということを訴えさせていただきました。

やはり家族愛がベースとなり、家族愛あって、地域愛、郷土愛につながっていくわけですから、家族愛の拠点は、やっぱり私は二世帯、三世帯、四世帯が幸せに暮らせるような、まずは家族という一つの核があって、そこに愛があふれることによって、町全体が「愛あるまち“瑞浪”」になるのではないかということから、１期目のマニフェストの中にもこの三世帯、そのときには近居は入れていませんでしたけど、三世帯同居ができるようなまちづくりをしていきたいということは訴えさせていただきました。

だから、唯一、私の１期目のマニフェストで実現できなかったのは、この三世帯同居で、悶々と私は構想は持っていたんですけども、今回、特に地方創生ということの中に大きな人口減少問題ということがテーマになりましたので、いよいよこの三世帯、そして、ある面では同じ敷地内で住むためには、やっぱりある程度の大きさの家が要りますし、離れをつくるにしても敷地面積が要りますから、その一つの敷地内だけではなく、多少離れてても、それも同居にふさわしい扱いでもいいんじゃないかという思いから、近居を入れさせていただいたわけですけど、詳しく私の思いをこれから答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私が３期目のマニフェストとして掲げました「愛あるまち“瑞浪”輝く未来のために！」には、市民の皆さんと一緒に、大好きな瑞浪の町を未来につなげていきたい、そして、そのためにどうすべきかという思いを込めておるわけでございます。

「愛あるまち」とは、地域の絆、家族の絆、「輝く未来」とは、人口や産業、町の活性化のことを表現しておりまして、これらは相互に結びつき、互いに影響し合って全体をなす、関連性を持っていると私は考えてきました。

地域の絆が強固になれば、住みよい町となり、人口もふえます。人口がふえれば、町も活性化します。そうした流れが生まれればと考えたわけでございまして、まず、その絆を強固なものにするためにも、家庭という単位は非常に重要であると考えたわけでございます。

本市では、既に移住定住施策として、移住定住促進奨励金や空き家・空き地バンクなど、様々な事業を展開しておりますが、三世帯同居・近居が進めば、家族の支え合いによりまして、安心して子育てができ、高齢者も安心して生活ができる環境を整えることになるのではないかと。それが私のマニフェストに掲げる目標にかなうことになるかと考えまして、この事業を実施しようと思ったわけでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

大変失礼しました。僕は、1期目のマニフェストをよく読んでいなかったというのが、私の事実でございますので、そういう思いが市長にあったということで、唯一、政策的に実行できていなかった事業であるというふうに受けとめました。

さて、この事業がどういうふうにして進められていくかでございます。

次からは、本市における三世代同居や近居世帯の現状をお尋ねいたしたいと思います。

要旨イ、三世代同居・近居者の現在までの戸数の推移と今後の予測をどのように分析しているかを、加藤まちづくり推進部長にお伺いいたします。

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

おはようございます。それでは、大島議員ご質問の要旨イ、三世代同居・近居者の現在までの戸数の推移と今後の予測をどのように分析しているかについてお答えいたします。

三世代同居の世帯数につきましては、国勢調査においてその数字が公表されております。

平成12年の調査におきましては、三世代が同居されている世帯数は2,902世帯でございました。これは、寮ですとか病院などを除いた一般世帯数1万2,824世帯の22.63%にあたります。また、平成17年の調査では、三世代同居の世帯数は2,533世帯で、一般世帯数1万3,597世帯の18.63%、平成22年の調査では、三世代同居の世帯数は2,222世帯で、一般世帯数1万3,538世帯の16.41%でございました。

この数値から見ましても、本市におけます三世代同居の世帯数は減少傾向にありますが、この傾向は国や県におきましても同様でございます。

一方、近居につきましては、その定義そのものが不明確でございまして、数値も出ておりませんし、把握もしておりません。

家族の形態でございますが、高度経済成長期に核家族化が進みまして、現在は未婚や晩婚、少子高齢化など、様々な形で多様化しております。

今後も全体としては、こうした傾向が続いていくものと考えておりますけれども、三世代同居・近居は子育てや介護の面でも大きなメリットがありまして、再評価がされていくのではないかなと期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

今、部長の答弁の中にありましたが、近居の定義が定まっていないという言葉が出てきたわけなんです。要旨のウでまたお聞きするわけですが、今後、事業化されて、補助金なり、ほかのいろ

んな制度ができていく場合に、近居というところの定義をはっきりしていただかないと、僕は補助金の出しようがない、支援制度のつくりようがないような気がします。

まあ、同居は誰が考えてもわかるわけですが、近居となると、どういうことかなということですね。昔からよく言います「味噌汁の冷めない距離」。まあ、歩いて5分から10分、車なら1、2分ぐらいのところ、**「味噌汁の冷めない距離」**ではないかなと。私はそのぐらいが近居であろうと思うわけですが、この要旨のどこで聞こうかな。要旨ウでこの近居、僕はこの標題を出したときに、近居について明確に答えていただけるようお願いをしたいということを言っておきましたけど、次の要旨で、概要のところ聞いてまいりますので、よろしくお願いいたします。概要の中で近居というところの定義も含めて、こういうところまで近居だというふうに行行政は判断しますよというところも含めて、答弁をいただければありがたいと思っております。

その支援ですが、現在、近居・同居されている方も含むのか、それとも、これから近居・同居される方のみなのかも含めて、要旨ウをお尋ねいたします。

支援策の概要はどのようなを、お答え願います。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨ウ、支援策の概要はどのようなについてお答えをいたします。

まず、この三世代同居・近居に対する支援制度でございますけれども、今後、詳細な制度設計を行っていこうという段階でございますので、現段階ではこういったことを考えているというような説明であるということをご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、三世代が同居したり、近居するためには、当然、住まいというものが必要でございますので、その住まいを整備するための費用に対して支援ができないかなと考えております。

大島議員がおっしゃいましたように、同居につきましては一つの住宅に住むということで、定義が比較的容易でございますけれども、近居につきましては、そこが一番の問題であると考えております。近居につきましては、家族機能、例えば、家事であるとか育児であるとか、介護といった家族の機能がございまして、こういったことをかんがみまして、その範囲を今後検討していきたいと考えております。

このほか、支援の形を補助金とした場合、補助率ですとか、その上限といったものをどうするか。あるいは、制度の期限を設けるのかといった様々な課題がございますので、これにつきましては事業費とともに、来年度事業に計上するよう作業を現在進めているところでございます。

また、既に同居・近居をしてみえる世帯に対する支援を含めるのかという点につきましては、例えば、介護の面でございますけれども、現行制度でも要介護3以上の高齢者を在宅で介護してみえる方に対する月額5,000円といった支援策や、介護保険のサービスとして上限18万円の住宅改修補助といったものも行ってまいりますので、こうしたことも考慮に入れながら、今後、制度設計を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ちょっと答弁が足りなかったような気がしてお聞きしましたが、現在、近居・同居してみえる方の、今、制度の説明が、同居の説明があったわけなんです、近居に対しての、現在、近居してみえる方も今後この制度の対象になるのかどうかということです。来年度の事業だと思うわけですが、その対象として考えられるかどうかということですが、もう一度お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

ただ今、お答えいたしましたように、現在それも含めまして制度の検討を行っている途中でございますので、そのような答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

はい。まあ、検討していただくと、もう次年度の予算編成の時期が間近でございますので、もうこの時期なら、僕は制度がある程度固まっていなきゃだめなような気がするわけですが、我々議会も、この間、事業評価をさせていただいたばかりで、すぐ次年度の予算に反映させろということもなかなか難しいということと言われておるわけなんです、我々の事業評価が次年度の予算に反映、余り期間が少ないから反映できないようなことを言われたことがあるわけなんです、この事業は来年の4月からやろうとしていることが、いまだにしっかり制度的に構想ができていないということは、僕はちょっと全部出していただけないところではないかなと。もう下手に構想の段階で公表するわけにいかないという気持ちはわかるわけですが、もう少し具体的に少しでもお話ししていただければよかったかなと思っていますが、まあ、大変残念ですが、この事業に期待をしております。

しかし、私から一言申し上げたいことは、近居ということは、大変定義が難しい。同じ瑞浪市内に住めば近居とされるのか。同じ町内に住めば、土岐町なら土岐町という町内に住めば近居になるのか。それとも、半径1キロメートル圏内に住むと。じゃあ、1キロ100メートルの方はどうなるのかということで、大変難しいと思います。

僕は、近居という言葉を取られたほうが、この事業はやりやすいと思います。三世帯同居に限り。近居、まあ、隣地に住まれる方は別として、隣地以外は近居と認めないぐらいの思いで、この事業を事業化されたほうが、市民にとってわかりやすい。そう思います。

例えばの例を出しちゃいけないですが、水野市長に娘さんが益見町に住んでみえる。水野市長のご自宅は釜戸町なんですね。市内ならいいということなら、当てはまっちゃうわけですね。ですか

ら、これ、どういう判断をされるかわからんわけですが、やはり本当に税金を使って補助をするということなら、不公平にならないような制度にしていきたいことを申し上げます。

最後の要旨を伺います。

この要旨の答弁は、「人口問題に取り組みます」と言われた市長にお伺いをしてまいりたいと思います。

私は、この支援策と人口問題は余り大きな関連がないと受けとめております。水野市長は大変大きな期待を持って、この事業を進められようとしております。

私は同居・近居は、人口問題より教育問題だと思います。特に家庭教育の必要性が叫ばれる中、大きな問題意識を持ってこの同居・近居という問題に教育委員会が取り組まれたほうがふさわしい、教育問題として重要課題に取り上げられたほうがよりふさわしいのではないかなと思っております。

なぜ、人口問題の対象とされるのかを含め、この事業の効果を市長はどのように判断してみえるかを、丁寧に説明していただくようお願いいたします。

最後の要旨エを伺います。

要旨エ、支援策による効果をどのように期待しているかを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、大島議員ご質問の要旨エ、支援策による効果をどのように期待しているかについてお答えさせていただきますが、その前に、同居・近居のことについて今、大きなテーマにしていたいておりますけれども、これは私がマニフェストに掲げまして、当選させていただいた後、今、担当部長にも具体的な案をつくるように指示しておる段階でございますので、私がマニフェストに掲げるときに明確に近居・同居のイメージを考えておけばよかったんですけども、とりあえず今、丸投げさせていただいておりますので、部長に今、一生懸命考えていただいておりますから、いましばらく時間をいただきたいということと、近居を入れたことについて、何も私の娘を対象にしたいということで入れたわけではございませんので、今、大島議員から大変意義のあるご提案もいただきましたので、大島議員のその提案も参考にさせていただきながら、近居をどうするか、同居をどうするか、検討を詰めていきたいと思っておりますので、今しばらく時間をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問ですけれども、政策効果は人口増加ではなく家庭教育なのではないかというご意見をいただいたわけでございますけれども、もちろん、教育の環境、家庭教育の向上にも大きく寄与する要素を十二分に秘めていると私も思っております。

私はマニフェストにおきまして、人口問題に関連してこの施策を位置づけております。と申しますのは、合計特殊出生率は三世代同居率と正の相関関係にあることが分析されておまして、その背景は、子どもを産み育てやすい環境があるかどうかということであり、家庭や地域社会に子育てを支える条件があるかどうかということかと考えるからでございまして、とはいえ、議員ご指摘のように、

この施策に対する効果は広範囲でございまして、人口増加のほかにも、在宅における介護や家庭教育への寄与、子育て支援、さらには地域文化の伝承などにも効果が期待できるわけでございます。

特に、在宅介護や在宅医療については、国も今後、促進していくこととしていますが、そのためには家族の支え合いが必要でありまして、三世代同居が果たす役割は大きいものがあると思っております。

ただし、こうした効果をどのように検証するかということに関しましては、なかなか数値で評価をするというのは難しいかなとも思っております。

このように、三世代同居・近居の促進は、人口問題に対する効果が直接的なものと捉えていますけれども、福祉など、多方面への波及効果があるからこそ、私が考える「愛あるまち“瑞浪”輝く未来のために！」を実現するためには、ぜひ実施したい制度であると考えておりますので、これからしっかり制度設計をさせていただいて、また、議会にもお諮りしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。ただ今、市長が言われましたように、この制度は多方面への波及効果が大変期待しているということで、私もあらゆる面において、こういう政策は、事業の効果が上がることを期待して、この一般質問を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、大島正弘君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、1番 樋田翔太君。

〔1番 樋田翔太 登壇〕

○1番（樋田翔太君）

皆様、こんにちは。

清流会、樋田翔太。ただ今より、議長にお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

さて、2月に市議会議員となりまして、その後、岐阜県や東海地域の若手市議会の会に参加しております。

その中で、他市の取り組みを本市にも生かすことができないかというところから、今回の標題1、土木要望の効率的な実施についてを伺っていきたいと思っております。

早速、質問に入っていきたいと思います。

それでは、標題1、土木要望の効率的な実施について、建設部長にお伺いします。

要旨ア、本市における土木要望の申請の流れはどのようなかについてお答えください。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

おはようございます。それでは、議員ご質問の標題 1、土木要望の効率的な実施について、要旨ア、本市における土木要望の申請の流れはどのようなかについてお答えします。

地元要望は、土木、交通安全、農林関係等も含めて、8地区の区長さんにより取りまとめられた後、6月初旬に各区長会事務局を経由して市民協働課へ要望書として提出されます。

その後、市民協働課から担当各課へ引き継がれます。

土木課へ引き継がれた後は、日程調整を行い、各地区関係者立ち会いのもとで現地確認を行います。

地区要望は、規模の大きな道路改良事業から舗装修繕まであり、地区によって要望内容が様々でございます。

したがって、8地区確認の後、要望全体を把握した上で対応を決定しております。

ただし、道路や河川等の公共施設管理者として、安全確保のために緊急性が高いと判断したものは迅速に対応しております。その他は優先順位をつけて、予算の範囲内で工事等を行います。

なお、全要望件数のうち土木関係の要望件数につきましては、平成25年度は全518件中、土木329件のうち緊急対応が24件、平成26年度は全550件中、土木330件のうち緊急対応が43件、平成27年度は全469件中、土木318件のうち緊急対応が25件となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（熊谷隆男君）

1番 樋田翔太君。

○1番（樋田翔太君）

ありがとうございます。この今の流れですね。市民の方から区長、そして、所定の課まで流れていく流れなんですけども、その中でも緊急に対応しなければいけないものが含まれているというように感じました。

あと、その件数の中で、土木の要望を半分以上含んでおるので、かなり多く、土木要望の割合があるのではないかとこのように感じております。

ですが、瑞浪市の地区ですと、先ほど8地区からということで伺いましたが、区ごとの大きさや面積、そういった地域性の違いもいろいろあると思いますので、例えば、この地域だと鳥獣被害で困っているとか、この地域だと人が密集しているのでお店で問題があるとか。そういった場所ごとの問題がまだ個別にあると思いますので、そういった個別の問題を毎年変わられる区長さんが取りまとめるのは、本当に大変なことだと思います。

もし、そういった取りまとめの中で、わかりにくいところとか、各地域に議員もおりますので、

協力してやっていければ本当にいいまちづくりになっていけるかと思います。

さて、その中で先ほどおっしゃっていただいた緊急性の高いものについて、要旨イで更に伺っていききたいと思います。

それでは、要旨イ、緊急性の高い土木要望についてはどのようなかについて、建設部長、お答えください。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨イ、緊急性の高い土木要望についてはどのようなかについてお答えします。

要旨アでお答えしたとおり、放置しておく道路利用者に危険が及ぶような場合、道路の陥没や倒木などで通行不能になるおそれのある場合など、緊急性の高い土木要望については、管理者として早急に対応しております。

市民からの通報があった場合は、職員が現場に急行し、状況を確認し、職員で対応できる舗装の穴埋め等軽微なものについては即応します。それ以外は、業者等に指示を行い対応をしております。

また、勤務時間外の対応については、宿日直の職員等からの連絡を受けた緊急当番職員が同様の対応をとっております。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

1 番 樋田翔太君。

○1 番（樋田翔太君）

ありがとうございます。市民の方に危険が及ぶ部分や、公共交通の妨げになるようなところに関して、緊急に対応していただけるということでもあります。

また、市の窓口や通報を受けて対応している、もちろん発見された場合はその限りではないかと思うんですが、今回はその要望についてお伺いしていきたいと思いますので、例えば、今現状、携帯電話やスマートフォンなどが発達し、写真を撮ったり、その位置を記録して何か投稿したりだとか、そういったことも可能になってきている時代になりました。ほかの都市ですと、そういったインターネットを介してそういった要望をしていけるところもあります。

本市において、その需要があるかという部分については、まだ検証はしておりませんが、要旨ウ、インターネットを利用した要望を受け入れる用意はあるかということで、建設部長、お答えください。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨ウ、インターネットを利用した要望を受け入れる用意はあるかについてお答えします。

本市の平成26年度の年度当初区長要望以外で、平常時、つまり台風の後とか出水時以外のときですね。における通報件数は24件。そのうち、市に対する事案が10件、即応を必要とした事案は4件でした。今年度については、本日までに総数23件、市に対する事案3件、即応事案なしという状況です。

即応事案の通報者については、その事案によって何らかの不利益を得た場合、例えば、穴に落ちた、倒木で通行できない等でした。通行者のうち、それを回避した人からは通報がないのが実情のようです。

そのため、議員の提案されておられます、愛知県半田市等において実施されているインターネットを利用した要望を受け付けるシステムにつきましては、今すぐに導入する考えはありませんが、情報を得るツールとしては有効であると考えますので、今後、システムの情報収集を行っていきたいと思います。

以上、緊急な事態について答弁いたしました。一般要望につきましては、現在、区長さんから土木課へいただくルールで対応しており、要望は地域で意見調整をされているものと理解しております。議員のおっしゃるインターネットを使用することで、個人個人の意見だけでの要望が多発することで、かえって対応が迅速にできないと考えますので、一般要望については導入を考えておりません。

なお、現在、土木課においては、修繕指示を的確に業者に伝えるツールとして、議員がおっしゃってみえるのは市民から市役所ですが、我々は今、市役所から修繕業者へという道筋のツールとして、岐阜大学・ファルコン共同研究所の「インフラ維持管理業務におけるGIS活用研究」として、支援システムを試行しております。

このシステムは、従来、土木課がファックスにて業者と指示のやりとりをしていたものにかえて、「道路管理マップ」としてGISを利用してパソコンの地図上にアイコンや現場写真を添付することで、委託業者などとインターネット上でやりとりを行うものです。これにより、職員が道路パトロールで発見した修繕箇所や、市民などから通報を受けた緊急修繕箇所について、業者との現場立ち合いによる作業指示を省略することで、道路維持管理業務の迅速化、効率化が図れると考えています。

また、これらの箇所の情報をパソコンにて一元管理することで、重複した事案を避けることもできます。

更に、将来的には、一般市民からの緊急要望等などの情報共有も可能ではないかと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（熊谷隆男君）

1 番 樋田翔太君。

○1 番（樋田翔太君）

ありがとうございます。今、ご答弁いただいた内容で、GISを利用して市と業者をつなぐこと

を、インターネットを介して試験的に導入しているというふうに伺いました。

このように、サービスの向上というか、受けたものに対してどう対応するかという面で、インターネットを利用していくということでありました。

まあ、緊急性の高いものに関しては、そういった対応がいいと思うんですけども、インターネットを利用して緊急性の高いものをとということだと、例えば、私が発見した危険箇所をほかの人も発見したと。それに対して、10件も20件も同じことに対して通報があった場合、その対応だけでも大変になってしまうので、1件投稿があると、「ああ、この箇所はもうほかの人が投稿しているから、重複する部分についてはやらなくていいね」というふうな認識もできるかと思います。そういった面で、メリットがあるのかな。

あと、時間外の対応ですね。窓口が開いていたり、気軽に来られる方はいいですが、例えば仕事に出ていて、通勤時に見つけたけども市役所に行ってる時間がない、電話をする時間がないという方もいらっしゃると思います。そういった方に対して、例えば時間外にこういった危険を発見したから対応してほしいということで投稿ができるという形があれば、市民一人一人の、特に若い世代がそういう町の危険箇所だとか、気づいたことに対して投稿がしやすいのかなというふうに感じております。

緊急性の高いものに関してはそうで、それ以外のことに関しては、各まちづくり団体とか、区が取りまとめているということ、個人の部分と公共の利益の部分と、いろいろな課題があると思いますが、そういった人たちをどう巻き込むか。自治体に参加してない方も最近ふえているということなので、そういった方をどう巻き込んでまちづくりをしていくかという課題も含めて、今後、また検討していただきたいと思います。

さて、これで標題1に関しては終わらせていただいて、標題2に移ります。

9月2日の議会におきまして、市長の当選後のご挨拶が、3期目のテーマである「愛あるまち“瑞浪”輝く未来のために！」ということで、町の活性化についてご挨拶いただきました。

その中で、企業誘致だとかそういったところから、更に駅周辺の活性化ということでご挨拶をいただいたので、それに関して、質問を通して、そのビジョンをより詳しく明確に出していただければなということで、この一般質問をつくらせていただきました。

それでは、標題2、駅周辺の再開発についてです。

先月は七夕祭りなども行われ、一時にぎわいを見せた駅前ですが、ふだんですと、行き交う人もまばらというか、少ないなと思うのが現状です。通勤通学のために利用される方はいらっしゃいますが、ふだんの通行量を見ると、活性化というところで何か手を打っていかねばいけないのかなというふうに感じております。

そこで、現状を把握するために、駅の利用者だとかその周辺の駐車場、または「ときわ」という地域交流センターがありますので、そちらの利用者数について伺ってきたいと思います。

それでは、要旨ア、駅周辺施設の利用状況はどのようなかについてお伺いします。

まず、駅の利用者数についてお答えください。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

おはようございます。標題２、駅周辺の再開発について、要旨ア、駅周辺施設の利用状況はどのようなについて、私からは瑞浪駅の状況についてお答えをさせていただきます。

J R瑞浪駅の年度別乗車人数、電車に乗った方の数ですが、20年前の平成7年度が233万人、10年前の平成17年度が181万人、5年前の平成22年度が172万人、昨年度、平成26年度が172万人となっております。20年前の平成7年度を基準と考えますと、昨年度はその約75%の数字まで減少しておりますが、最近5年間にしましては、ほぼ同様の利用者数で推移しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、建設部所管分についてお答えします。

まず、市営駐車場の利用状況についてお答えします。

駅北駐車場は、平成24年度の年間利用台数は12万5,998台、1日平均利用台数は344台です。平成25年度は年間12万6,950台、1日平均348台、平成26年度は年間11万7,427台、1日平均322台となっております。

次に、浪花駐車場の年間利用台数は、平成24年度の年間利用台数は2万275台、1日平均利用台数は55台、平成25年度は年間1万6,181台、1日平均44台、平成26年度は年間2万4,300台、1日平均67台となっております。

次に、地域交流センターときわの利用状況についてお答えします。年間の利用者数は、平成24年度が4万7,401人、平成25年度が4万9,490人、平成26年度が5万1,528人となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（熊谷隆男君）

1番 樋田翔太君。

○1番（樋田翔太君）

ありがとうございます。順番に行きますと、駅については、1日当たりおよそ、これと言うと5,000人弱の方が利用されているというふうに受け取りました。

あと、駐車場に関して、駅北駐車場は12万台、11万台、浪花駐車場が2万台前後の利用と。

「ときわ」に関しては、4万人から5万人まで今、推移しているというふうにご答弁いただきました。

ということで、地域交流センター「ときわ」ができてから数年たちますが、利用者数は年々増加してきているのかなと。地域に浸透して、興味のある講座もふえてきているのかなというふう to 受け取っております。

その1日当たり5,000人弱の人が行き交う駅ですが、その駅に対して、どのような世代の人が利用しているか。通勤でどこまで行っているのかという詳しい状況まで把握しますと、通勤時間だとか、利用の仕方について、更に深い考察ができる。その中で、駅周辺にどんな施設が必要なのかということまで詳しくわかってくると思います。

私の個人的な主観ですけども、本市には高校が3つ、そして、短期大学があります。それぞれ生徒数を見ますと、瑞浪高等学校が425人、中京高等学校が1,437人、麗澤瑞浪高等学校が463人、中京短期大学、中京学院大学が673名と。学生だけで見ても2,998名と、4万人の都市の中で3,000人近い方が学校に通っていらっしゃるというふうに理解しております。

そういった学生が多いというところから、そういった方々が立ち寄れるようなお店も、まあ、高校生が店に入っていくとちょっと問題があるかもしれないんですけども、学生が興味を持つようなお店が駅周辺にあると、活気があっていいかと思います。

そういったところで、要旨イに移っていこうと思います。

先ほど少しお店の話をしましたが、商店街について伺っていこうと思います。

瑞浪市の玄関口として駅があり、その前に広がる商店街ですが、シャッターを閉じている店も多数あるかなというふうに受け取っています。

そういったところで、まず、商店街の現状、そして、今後の見通しについて、市で把握している部分について伺おうと思います。

要旨イ、商店街の現状と今後についてはどのようなか。経済部長、よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

それでは、要旨イ、商店街の現状と今後についてはどのようなかについてお答えいたします。

瑞浪駅周辺の商店街につきましては、商店街振興組合法に基づく商店街振興組合として、平成元年には、本町商店街振興組合が32店舗、駅前商店街振興組合が61店舗、元町商店街振興組合が22店舗、浪花通り商店街振興組合が48店舗、合計163店舗の加盟がございました。

その後、平成10年には合計142店舗に、平成15年には元町商店街が解散されて111店舗となりました。

平成21年には、浪花商店街が解散されて任意団体となりまして、ことし、平成27年時点では、本町商店街振興組合と駅前商店街振興組合で合計58店舗となっております。

このような状況の中で、商店街では早くから全体の顧客をふやすために、「窯っ子スタンプ事業」に取り組まれたり、また、集客イベントして、夏の瑞浪美濃源氏七夕まつり、冬のバサラカーニバルの開催、昨年度からは各店舗が工夫した100円商品を企画して売り出すことで、商店街に足を運んでもらおうと、新たに「みずなみ百縁商店街」を開催されており、ことし3回目の百縁商店街が11月7日に予定されております。

一方、昨年度、瑞浪市商店街連合会で実施されましたマーケティング調査事業報告書で、商店街

の課題、店舗の課題として、経営者の高齢化、後継者難、これが重要な課題として取り上げられております。これからの各店舗の経営の方向性としては、17.5%の店舗で廃業も検討するという回答がなされております。非常に厳しい状況にあるというふうに認識しております。

今後、商店街みずからが、例えば、みずなみ百縁商店街のように、各店舗の利益につながる仕組みを工夫されて事業を実施される場合には、それを今後も市は支援していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

1 番 樋田翔太君。

○1 番（樋田翔太君）

ありがとうございます。まあ、商店街の店舗数を見ますと、年々減少傾向と言いますか、また、17.5%の方が廃業も検討されているということから、商店街をもう少し活性化していかなければならないのかなというふうに感じております。ただ、商店街というと商店ですので、結局は個人の営業者の方がどういった方向性を持ってやっていくかというところを決めてお店を開いていらっしゃるということで、個々のお店の話はなかなか難しいかと思いますが、例えば、マーケティングをいろいろされてと思いますが、先ほど言った学生が多い町でありますから、通学の間に目を引くようなお店があれば、今週の土日にそこに行ってみようとか、ちょっと入ってみようかというふうに関心を持っていただけるかと思います。学生はどこで服を買い、お茶を飲み、そして、遊びに行っているか。そういったところまで関心を向けていただければなというふうに思います。

以前は瑞浪市内にもボーリング場があったりだとか、あとはカラオケがあったりだとか、そういったところで学生もちょっと遊ぼうかなというふうに思えるような環境が整っていたかと思います。しかし、近年の傾向を見ますと、他市に遊びに行ってる状況だとか、特にアウトレットもできましたし、そういった大型の店舗が集中しているところに人は集まってしまうのかなというふうに感じてはおります。

そういった中で、前回行われました「まち・ひと・しごと総合戦略会議」の中でも、本市に住む学生に対して行われたアンケートの中で、「これからも瑞浪市に住み続けたいと思いますか」との問いに対して、「いつまでも住み続けたい」、そして、「当分、住み続けたい」という回答の方が約27%、「移転したい」、「すぐにでも移転したい」という方が32%、そして、「わからない」という回答が35%となっております。

先ほど、三世代同居の話も出ましたが、学生のと時からほかの都市に行きたいというふうに考えていれば、なかなか瑞浪市に残ってほしいという思いも伝わりにくいのかなというふうに感じております。

そうした、「今は決めてないけどわからない」、「どうしようか悩んでいるとか」、そういった学生さんが「おもしろいから残ってみたいな」というふうに思えるようなまちづくりをしていくことが、Uターン、Iターンを狙うことも大事かと思いますが、この町に住みたい。まず、そう思っ

てもらえるようなことを、先ほど大島議員からもありましたが、教育がそのかじ取り、ないし、その方向性を探っていくという必要もあるのではないかと、私は感じております。

また、駅前ですね。駅から、例えば、市役所の間まで、おおよそ1キロメートルの長さがあります。その中に病院もあり、そして、幼稚園もあります。そういったところで、瑞浪市は駅周辺に、あと消防もあり、防災だとか、子育てのしやすい環境が集まっているのではないかと。だから、まず住む人をふやして、そうしたら商店街に出てくる人もふえてくるのではないかというふうに感じております。

そこで、駅前に新しくマンションができましたが、そのマンションはすぐに埋まってしまいました。伺った話によりますと、他市からそのマンションに住まれる方も見えたということです。

移住定住をして、第6次総合計画では人口4万人を目標とされております。その中で、通勤、通学、子育てがしやすい、そういった面で駅周辺を住宅として考える。こういう方向性も検討していくべきではないのかなと感じております。

先日の小木曾議員の質問にもありました、小児科はありますか、産科はありますか。そういうところで一般質問をされていましたが、大きな病院はありますが、なかなかそういった子育てのしやすさというところまで踏み込めていないのかなと感じております。

今、この東濃5市を見ますと、中津川では産科があります。そして、多治見にもあります。瑞浪にも個人でやられているところはありますが、大きなところが残っていかなければ、その病院の院長さんがもう高齢で続けられないよと、そういった状況でなくなってしまうというのはすごくさみしいというか、今後、人口減につながってしまうのではないかというふうに危惧しております。

話は少し脱線しましたが、駅前の土地を、先ほど言った住居だとか、商店以外の方法でも活用を検討していただきたいなということで、例えば、今、1階を商店として、2階に住居と、2階建てや3階建てに住まれている方が結構多いかなというふうに感じております。

例えば、先ほど言われた、もし商店をやめられた場合でも、2階の住居にずっと住まれているという状態で、1階の店舗だけを貸そうとしましても、店舗部分の出入り口と住居部分の出入り口が同じであれば、なかなか自分の家の少しを貸すというのはやりにくいところかと思います。

そういったところで、市が何か音頭をとって、1階部分は店舗、2階部分は住居だとか、あとは3階以上、4階以上のところに関しては、ほかの通勤・通学に使いやすいような考え方でやっていただければなというふうに思います。

要旨ウに移らせていただきます。

そういったように、駅周辺の再開発ということで検討していただきたいなと思っております。

要旨ウ、駅周辺の再開発の可能性はどのようなかについて。建設部長、お答えください。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨ウ、駅周辺の再開発の可能性はどのようなについてお答えします。

瑞浪駅の南側の区域では、昭和50年代当初に都市計画街路とともに市街地が整備されて40年近く経過しており、施設の老朽化や耐震性、商店街の活性化が問題となっています。

この対策としては、例えば、市街地再開発事業などの実施が考えられます。過去には、昭和54年に本市が策定しました「瑞浪市街地再開発事業」、平成11年に瑞浪駅前商店振興組合が実施された「瑞浪駅前商店街の今後のあり方」、平成13年に瑞浪駅前商店振興組合が実施された「瑞浪駅前集客施設整備計画策定事業」など、記録に残っているだけで3度ほど再開発の機会があったと思われますが、どの機会にも実施はされませんでした。

この事業で、中心市街地の活気とにぎわいを生み出すためには、土地建物の権利関係者の皆さんの積極的な意欲と取り組みが必要不可欠です。

そこで、今年度は駅南側区域の関係者に向けた市街地再開発事業の勉強会を開催するため、現在、岐阜県都市整備協会と打ち合わせを行っているところであります。早ければ、12月までには開催したいと考えております。

更に、駅北側区域では、駅北駐車場の再整備事業を実施しており、今後、約2,000平方メートルを拡張するため、用地取得を進めているところでございます。

将来的には、旧国道である県道大西瑞浪線までの広範囲の土地の取得も視野に入れて、駐車場を含めた複合施設を核とした再整備を検討したいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（熊谷隆男君）

1 番 樋田翔太君。

○1 番（樋田翔太君）

ありがとうございます。そうですね。その事業所さんの意欲だとか、こういったことにどんどん取り組みたいよという前向きな姿勢があって、そういう駅の再開発ですか。ということが可能かなというふうに思っております。

先ほどご答弁いただきました都市の整備協会ですね。そういったところと議論を重ねながら、どういった方向性があるのかというのを出していつていただきたいと思います。

私も駅北に住む者として、北側も駐車場だけでなく何か複合施設のようなそういったものがあれば、ありがたいなというふうに感じております。

さて、それでは、お待たせしました。市長に対して質問いたします。

要旨エ、長期の駅再開発ビジョンはどのようなについて、お答えください。お願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、樋田議員ご質問の要旨エ、長期の駅再開発ビジョンはどのようなについてお答えさせていただきますけど、先ほど、石田部長から答弁させていただきましたように、過去にも3回にわ

たりまして大きな計画が立てられまして、その実施に向けて動きがあったわけでございますし、また地元の、樋田議員も地元でしょうけど、成重議員からも折に触れまして、やはり駅前商店街の活性化を含めた再開発の可能性はどうかというようなご提案もいただいておりますけれども、なかなかやはりいろいろな諸条件がございますので、すぐというわけにはいきませんが、長期ビジョンということで、私の思いを少し語らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、現在は、空き店舗もふえ、市内でも高齢化率が高まっている駅南周辺を、市街地再開発事業によって町の活性化を図れるといいなというような未来像を描いております。

ビジョンにつきましては、権利関係者の方々が市街地再開発組合を組織していただき、事業実施はやはり組合によって施行していただくことになるわけです。例えば、下層には商業施設を、上層には都市型の住宅施設を配置することによりまして、町のにぎわいを創出するとともに、コンパクトシティの形成を図りまして、移住が促進されるのではないかなというふうにも考えまして、人口増にもつながっていくかなと思っています。

また、さらには、再開発によりまして建物を集約することで、駅前広場の拡張なども図り、通勤時の混雑が緩和できることも想定されておるわけでございます。

次に、駅北でございますけれども、駅北駐車場などは公共機能と民間施設、そして、文教施設などが融合した施設を民間活力によって建設し、駅南との連携を図る中で、新たなまちづくりができないかなというふうにも思っております。

このような事業により、魅力ある駅周辺の再整備が、私は可能ではないかというふうにも思っております。

しかし、私の熱意はもちろんですけれども、先ほど部長がこれも答弁しましたように、やはり土地建物等の権利関係者の方々が、駅周辺再生にける熱意と覚悟が最も重要であります。更に、その地域での強いリーダーシップを発揮できる人材、そして、リーダーが必要ではないかなと。今までは、そのリーダーがやはり不在であったことが、3度チャンスがあったわけでございますけれども、事業化に至らなかった要因の一つかなというふうに思います。

私はまだまだチャンスが残っておりますので、チャンスがあるうちに、そして、商店街の皆さんの体力があるうちに、やっぱりこれは再開発を始めないと、本当に商店街の方が、100件が50件に減り、50件が20件に減ったときに、さあやろうと思っても、これはなかなかやっぱりかなうものではないかと思っておりますから、今であれば、まだまだ商店街の皆さん、そして、駅周辺に住んでみえる皆さんのやっぱり意欲もあるし、可能性もあるわけですね。ですから、その可能性があるうちに、意欲を高めていただけるうちに、4度目の再開発の方向性をまず探るべきではないかなというふうに考えておまして、1回、駅周辺の再開発事業というものはどういうものなのかという、まず、勉強会から始めていただいて、皆さんに、こういう可能性があるんだということをまずご認識いただく。ご認識いただいたら、じゃあ、それに何とかチャレンジしようじゃないかという方がその中から何人かあらわれて、そして、「じゃあ、組合をつくろう」、「リーダーになろう」、

「いろんな方、不安に思ってみえる方を説得しよう」、「再開発者をふやそう」と、そんなふうな広がりが進んでいくことが、やっぱりこの事業が成功するかどうかの大きな鍵ではないかなと。

市は、あらゆる情報を収集いたしまして、国、県の制度なども情報提供させていただきまして、当然、瑞浪市だけではこんな大きな事業ができるわけではございませんので、国の事業、県の事業も活用しながら、瑞浪市も参加して、何とか将来に向けて駅周辺の開発ができないかな。国が進めようとしておるコンパクトシティの拠点にしていきたいなというのが私の思いでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

1 番 樋田翔太君。

○1 番（樋田翔太君）

ありがとうございます。まあ、過去3度の計画でうまくいかなかった部分も、計画ではなくて、まずは勉強会を開き、駅周辺で新しく事業を始めたい方や、今土地を持っている、商店があると。権利を持ってみえる方を含めて、いろいろな方に集まっていただいて、こうなったらいいな、こうしていきたいなというビジョンを皆さんで話し合っ、瑞浪市の窓口として活気ある駅周辺を描いていっていただきたいなと思います。

特に、瑞浪市におきますと、先ほど学生の例は出しましたが、高齢化率も30%近い割合になっております。そういったところで、バリアフリー化だとか、介護施設を集約させるだとか、そういった面でも駅周辺を使うことができるのかなというふうに考えております。

なかなか市が駅をこうしていきたいというビジョンをばんと出していくのは難しいかと思ひます。その中で、いろいろな方の協力を仰ぎながら、あとは他市にもありますように、瑞浪の特産品を売するようなアンテナショップも含めて、そういった検討をしていただければなというふうに捉えております。その中で協力が必要な部分がありましたら、リーダーシップをとる人も必要ということですので、そういった中で瑞浪駅だけでなく、例えば、本市にある釜戸駅も含めて、いろいろな話を詰めていければと思ひます。

長くなりましたが、これで一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、樋田翔太君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで暫時休憩をします。

休憩時間は、11時までといたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

〔10番 加藤輔之 登壇〕

○10番（加藤輔之君）

新政みずなみの10番 加藤輔之でございます。

議長にお許しをいただきましたので、今議会の市政一般質問をさせていただきます。

6月議会から数カ月たちまして、その間の地元の状況を少し報告させていただきたいと思います。

一昨日ですが、名古屋大学農学部大学院の准教授、そして、学部生が来られまして、陶の町の防災、農学部ですので、農業と関係あるのかと思ったんですけど、そうじゃなくて、防災、砂防の観点から、47水害等を含めた事情を聞きたいということで、その後の取り組み等の話を、地元の6名が立ち会って話をさせていただきました。

新たなネットワークができたということで、大変うれしく思っております。

あと、地元の中学の統合問題に絡んで、閉校式の準備が今、着々と進んでおります。そういう中で、陶中の応援歌を歌う会が、もう既に4回行われ、大体、30名ぐらいのメンバーが集まって、月に1回、懐かしい応援歌を歌って練習をしております。

あと、子どもたちの中では、陸上競技部が非常に頑張っております。2年生の加藤君は、男子の走り場飛びで6メートル02を跳んで、県で1位になり、今回、10月23日から行われるジュニアオリンピックに県代表で出場いたします。

これに影響されて、陶中陸上部が東濃大会で男子で総合優勝を、23日にしております。

このような形で閉校を迎え、最期の陶中のブランドを守るという意味での盛り上がりを見せております。

また、先日、与左衛門窯の焼成が済みまして、4泊5日の焼成でありました。そういう中で、300人の地元の人がこれにかかわり、5,000点の作品ができ上がっております。特に今回の特徴的な言葉、名古屋の中堅の居酒屋関係者が来られて、それに参加され、窯で焼かれたということもあって、今後、新たな展開を期待できるところであります。

以上、報告を申し上げて、本題に入ります。

今回は、標題1、空家等対策の推進に関する特別措置法施行後の動きについてをテーマといたしました。

今、全国に820万戸の空き家があると言われております。

岐阜新聞の7月29日付では、「空き家の持ち主に自治体が指導や命令ができる「空き家対策特別措置法」が施行された。持ち主に管理をうながすのが狙いだ。住宅の7軒に1軒は空き家といわれる時代に、どのように管理すればいいのだろうか。

「台風で瓦が落ちないか。」「火事を出さないか」だが、放置していると重い賠償責任を負いかねない。日本住宅総合センターの試算では、空き家が倒壊して隣家を押つぶし、住んでいた夫婦と8歳女兒の3人が死亡した場合、賠償額の総額は約2億円に上るケースもある。家の外壁が落ち、歩いていた小学6年生が死亡した場合は約5,600万円とされる。

古くなった危険な空き家を撤去する費用を補助する制度がある自治体もある。広島県呉市は危険な建物の撤去費用を30万円まで補助。長崎市は土地や建物を寄附または無償譲渡し、跡地を地域で管理することを条件に公費で撤去している。

「空き家対策特別措置法」では、周辺住民の暮らしに影響がある場合、市町村は「特定空き家」として、所有者に撤去や修繕を勧告、命令できるようになった。壊れて倒壊しそうな場合や、ごみが放置され悪臭がしたり、ネズミやハエが発生したりする場合は想定されている。道路に庭の枝がはみ出し、通行の邪魔になる。窓ガラスが割れ誰でも中に入れる状態で放置されている場合も問題になりそうだ。

勧告を受けた物件は税制改正で固定資産税の優遇を受けられず、税額が最大6倍になる。命令に違反すれば50万円以下の過料も科される。自治体は行政代執行による強制撤去もできる」というふうに、記されております。

また、本市は、国に先駆けて空き家に対する条例を制定しております。これは行政代執行権を持つ、いわゆるステータスの条件ではなくて、実行力のある条例として評価ができるというふうに思います。

こういった声を国に対し、全国市長会で多くの市長が発言をしたということで、今日の法令ができたんじゃないかというふうに分析もされております。

ということで、要旨ア、瑞浪市空き家等の適正管理に関する条例と特措法の違いはどのようかについて、まちづくり推進部長にお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

失礼いたします。それでは、加藤議員からご質問の標題1、空家等対策の推進に関する特別措置法施行後の動きについて、要旨ア、瑞浪市空き家等の適正管理に関する条例と特措法の違いはどのようかについてお答えいたします。

瑞浪市空き家等の適正管理に関する条例は、空き家等の適正な管理及び有効活用の促進を図り、市民等の安全で安心な生活環境の確保及び地域の活力維持向上に寄与することを目的としております。

一方、空家等対策の推進に関する特別措置法は、適切に管理されていない空き家が「防災」、「衛生」、「景観」といった「地域住民の生活環境」に悪影響を及ぼしている現状に対しまして、「地域住民の生命・身体・財産」の保護と「生活環境」の保全、そして、「空き家の活用」を促進することを目的としております。

議員お尋ねの条例と措置法との違いということでございますけれども、その目的、対象、措置の流れなどはほぼ同じでございますが、条例にて規定し特措法では規定していない主な事項といたしましては、緊急の必要がある場合の所有者等への「緊急の命令」、命令に従わない者の住所氏名等の「公表」がございます。

また、特措法にて規定し条例では規定していない事項としましては、「行政代執行」や「特定空家等の表示」、「空家等の所有者等に関する税情報の利用」などがございます。

条例も特措法もその目的や対象、措置手続等が重複するということを考えておりますので、制度の混乱を避けるためにも、今後は条例を廃止し、特措法の規定により事務を進めていく方針としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤輔之君。

○まちづくり推進部長（加藤輔之君）

条例を廃止して特措法で行くということを、了解いたしました。

次に、要旨イ、本市の空家状況はどのようなかということについてお尋ねいたします。

平成25年9月議会の私の質問の中で、これは自治会にお願いした数字でありましたけれども、住宅が33件、工場が2件、倉庫が3件の合計38軒という数字が出ておりました。

その中で、廃屋が29件というような数字が出ておりましたけれども、その後、状況はどのようなかということを、まちづくり推進部長にお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

それでは、要旨イ、本市の空家状況はどのようなかについてお答えいたします。

今、加藤議員から平成24年10月の調査について、その後の経緯についてお問い合わせがございましたけれども、その前に、まず全体の空き家について答弁させていただきたいと思います。

本市は、総務省が5年ごとに実施しております「住宅・土地統計調査」によりますと、平成25年度で、市内の住宅総数1万6,300件のうち、空き家の総数は2,700件で、空き家率は16.6%となっております。

この内、賃貸用の住宅ですとか売却用の住宅、あるいは別荘などを除いた空き家は、1,610件となっております。

それから、先ほどご質問がございました危険空き家についてでございますけれども、平成24年10月に区長会の皆様からご報告いただきました「危険性があり」ということになりました38件の空き家につきましては、「廃屋である」というふうに認定いたしまして、9件が対象になりましたけれども、それにつきましては、平成25年6月に都市計画課長名で改善要請通知を出しております。

その後、平成26年度からは空き家条例に基づきまして、13件に改善要請の通知を出しております。

平成27年5月26日以降の特定空き家12件についても、改善要請の通知を出しております。

そのような状況になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

それでは、一番問題にしております特定空き家の件についてに移ります。

要旨ウ、特措法第2条第2項の特定空き家はどのようなか。

今言われた13件でいいんですかね。特定空き家はどのようなかについて、質問をいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨ウ、特措法第2条第2項の特定空き家はどのようなかについてお答えいたします。

特措法第2条は、この法における用語の定義をしております。

まず、第1項では、「空き家等」といたしまして、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」とされております。例えば、工場や倉庫を含む住宅などの建築物とそれに付随する工作物、さらにはその敷地も含まれるとされております。

ご質問の特定空き家につきましては、第2項に「特定空き家等」として定義されております。これは、第1項の「空き家等」に「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」や「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」、「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」、そして、「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」といった要件を備えますと「特定空き家等」になるというものでございまして、いわゆる危険で迷惑な空き家等がこれに該当するものでございます。

特定空き家等の判断につきましては、国が示しました「特定空き家等に対する措置」に関する適切な実施を図るための必要な指針、いわゆるガイドラインというものがございしますが、それに基づいて総合的に判断をしていくという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

数字は出ておりませんか。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

先ほど、ちょっと挙げさせていただきましたけれども、「特定空き家」という形で現在の特別措置

法に則って指導等をした件数につきましては、12件でございます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

ありがとうございました。12件ということで確認をいたします。

それでは、要旨エ、特措法第14条の執行・適用状況はどのようなか。

具体的な適用状況を教えてください。まちづくり推進部長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

ただ今、答弁した内容とも重複いたしますけれども、要旨エ、特措法の第14条の執行・適用状況はどのようなについてお答えいたします。

特措法は、本年2月28日に一部施行された後、5月26日に完全施行となっております。

特定空家等に対する措置を定めております特措法第14条は、5月26日からの施行でございまして、施行後4カ月ほどが経過しております。

この期間における第14条の執行状況でございますが、同条第1項の特定空家等に関する必要な措置をとるよう助言または指導を行った件数につきましては、先ほど申しました条例に基づき既に改善要請及び指導を行ってございました件数にプラスいたしまして、先ほどの12件プラス9件ということで、合計で21件でございます。

同条2項以降の勧告ですとか、命令といったその他の措置に関しましては、現時点では実施をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

21件ということで、確認をいたします。

それでは、次に、この一番大事な要旨オ、特措法第7条の協議会はどのようなかをまちづくり推進部長にお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨オ、特措法第7条の協議会はどのようなについてお答えいたします。

現在、瑞浪市空き家等の適正管理に関する条例第12条に規定いたします「空き家等適正管理審議会」が設置されておりますけれども、先ほども答弁いたしましたように、一応、これらにつきましては廃止する方向で検討しております。

根拠法令が廃止になりますと、この審議会もその時点で廃止になります。

今後は、特措法第6条の「空家等対策計画」というものを策定する予定としておりますので、その作成ですとか変更並びに実施に関する協議を行うための機関といたしまして、この第7条に規定されております協議会を設置することとしております。

協議会の委員につきましては、特措法の規定によりまして今後検討してまいりますけれども、協議会の性格から、地方自治法に規定する「附属機関」と位置づけておりますので、条例による設置を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

条例廃止後じゃないと、協議会ができないということでもいいんですか。部長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

現在、条例と特措法が2立てというような形になっておりますので、それを整理するという形になります。

条例の廃止と同時に、新たに協議会の設置の条例を起こしたいと考えております。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

その条例はいつ廃止されますか。部長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

12月議会に上程させていただく予定で、準備を進めております。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

わかりました。

それでは、次に、これが非常にここで、勧告命令ということが、そこで審議されて決定されるわけですので、非常に重要な部門だというふうに解釈をしております。

それでは、次に、要旨カ、法に規定された代執行に際し、特定空家持ち主が破産している場合はどうなるか。

現実にはこれはあるわけですが、非常にこれが問題になっておるわけですが、これはどうなる

でしょうか。まちづくり推進部長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨カ、法に規定された代執行に際し、特定空家持ち主が破産している場合はどうかについてお答えいたします。

特措法第14条第9項には、代執行の規定がございまして、「命じられた措置を特定空家の所有者が履行しないとき」、「履行しても十分でないとき」、「履行しても期限までに完了する見込みがないとき」には「行政代執行法」に従いまして、「市町村自ら特定空家の所有者が果たすべき義務を実行する」ことができる旨がうたわれております。

この際、空家等の所有者に資力があるかについては、考慮するものではございません。また、空家等の管理については、特措法第3条において「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」とされておまして、管理者にもその責務があることから、空家の所有者が破産している場合は、その財産を管理する破産管財人等に代執行の費用を請求することになります。

なお、破産手続による破産者の債権債務関係の清算が終了した後につきましては、もとの所有者に請求を行うこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

いずれにしても、その請求をするということで代執行ができるという解釈をいたします。

それでは、最後に、要旨キ、危険な空家を撤去する費用を補助する制度はできないかについて、お尋ねいたします。

空き家の解体費用というのは、結構150万円から200万円、300万円とかかるわけでありまして。資金に困っているからできないというのが、やっぱり全国的にあります。

そういう中で、解体費用の半分を出すとかということで、助成する制度が各自治体にはあります。なぜか九州のほうに多いわけですが、佐賀市では解体費用の半分の50万円を限度に助成すると。境港市では、県と市と合わせ、ここは県が動いておるわけですが、60万円を限度に助成すると。群馬県前橋市では50万円、北九州市、久留米市、飯塚市、大牟田市、大川市、豊前市等は50万円ということで、県内でも東白川村では30万円の助成をするということが言われております。

そういう点で、撤去する費用を補助する制度はできないかということを、まちづくり推進部長にお尋ねします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨キ、危険な空家を撤去する費用を補助する制度はできないかについてお答えいたします。

特措法では第15条第2項で、「必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする」と規定されておりまして、特定空家等についてはその敷地に関して固定資産税の住宅用地特例を除外する方向で、現在、国の制度の調整が進められております。こちらにつきましては、先ほど加藤議員からご紹介があったとおりでございます。

先ほどもご説明いたしましたが、特措法第3条において、空き家等の所有者または管理者は、空き家等の適切な管理に努めることが規定されております。危険な空家である特定空家等の撤去費用を補助することは、当然、行うべき空家の適正な管理を怠って、特定空家としてしまう者に利便を図ることになりますので、現時点では補助制度については考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

10番 加藤輔之君。

○10番（加藤輔之君）

現時点では考えていないということを確認いたします。

まあ、これはこれからも永遠の課題がいっぱいあるわけであります。

特に周辺部分では、大変な状況がある。山の中にボツンと建っておる特定空家と、本当に子どもたちが前を通る、市街地にある特定空家と。やっぱり明らかに危険度が違うわけであります。

そういう点で、ぜひともそれらをしっかり見張っていただいて、適正な処置をとっていただきたいということで、今回の法律の成立で大いに期待をいたしておりますので、何とぞよろしくお願いしたいということをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、加藤輔之君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は午後1時までとします。

午前11時25分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

〔14番 館林辰郎 登壇〕

○14番（館林辰郎君）

それでは、第4回定例会の市政一般質問を行わせていただきます。

日本共産党の館林辰郎です。よろしくお願いいたします。

初めに、議長、少し通告にない発言を許可願いたいと思っています。よろしくお願いします。

市長においては、去る7月に行われました市長選で、対立候補は前々回と同じ方と戦われました。見事、2期目の市政を有権者の皆さん方は評価されました。大事な瑞浪市政ですので、なお一層、体には気をつけて、3期目の市政を元気でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、一つだけ、私から評価をさせていただきたいと思いますが、早速、昨日の成瀬議員、本日の大島議員の質問にありましたように、瑞浪超深地層研究所の問題を、8月21日の全員協議会、それから、土日に行われました跡利用検討委員会で、市長の表明が、あの超深地層研究所については、協定どおり埋め戻して返してもらうという、そういう発言をされました。これには、私も大賛成で、評価をいたします。

この15年間、あの超深地層研究所が決まったときから、反対運動を市民の皆様方とやってきて、非常に心配でありましたが、今回の市長の表明というのは、あのような国のプロジェクトに対して、一地方の市長が表明するということは、大変勇気の要る問題であると思っています。そういう点では、今後、原子力発電の問題もありますけども、まず一步前進という形で市長の表明は大変よかったと思っています。

あの跡利用委員会での表明であったわけですが、やはり基本的には、あの研究所を協定通り閉鎖するということが、既に県知事も、土岐市も地元がそういう意向ならそういう方向で事を進めていくということを申し述べてみえます。

私も8月に行われました岐阜県庁と日本共産党の議員団との交渉の中でも、確認の意味で、それでいいかということを知りましたが、県としては、地元の意向が非常に大事だという、そういう評価で行くということですので、そのように進んでいくと思っていますので、今後いろんな問題は後のほうで確かにあります。原子力問題は片付いたわけではありませんので、それから、市長が責任を持ってみえるのは、やはり戸狩の研究所の問題だけであったと思います。周辺の問題には何ら今後もかわり合いを持ってみえませんので、これから出てくる問題があると思いますが、一応、日本共産党といたしましては、今回の勇気ある表明というのを非常に評価したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

さて、いよいよ3期目の市政が始まりまして、今回の私の質問は、選挙後2回目の市議会ですので、少しピントが外れるかもしれませんが、前回の議会是一般質問はありませんので、改めて市長に3期目の問題として質問をしていきたいと思っています。

確かに、3期目の市政というのは、選挙は戦われましたけども、今の社会の状況、特に政治の変化について地方行政がどうついていくかということには、大変な問題があります。

地方創生と言っても、新しい問題を考えたって、なかなか出てこない。既に第6次総合計画をつくってるわけですから、特に人口の問題を言ったって、人口争奪戦をやるのか、それから、福山雅治に期待をするのか、そんなことではとても人口がふえるということにはならないと思っています。大変な問題でありますし、きょうから改正派遣法が施行されました。そして、マイナンバーの問題もそう簡単には行かないと思っています。ただ機械にやらせるだけやなしに、実際は地方の自治体職員の皆さんが保護の問題やとか、あるいは、情報問題、大変な問題が残って、これはあすから登録が始まりますけども、そういうかなり厳しい問題もあります。

特に、国のプロジェクトについても、リニア中央新幹線については、ただ日吉の地下を通るだけで、瑞浪の恩恵はどうなるかということについてもこれから考えていかならないと思っています。そういう点でも、3期目は厳しいという覚悟が必要ではないでしょうか。

そこで、きょうはまず最初に、通告に出しました、市長の政治姿勢について2つの要旨で質問をいたします。

「議員のときから十何年もつき合いをしとるから、今さら聞くな」と言わんように、答えていただきたいと思っています。

市長は日ごろは「現場主義」、あるいは「対話主義」が標榜としていて、これが姿勢だということを公約の中でも申されています。それはまあ、非常に大切なことであると思っています。

私は政治姿勢について何が一番大事かということは、やはり3つあるのではないかと考えています。

1つは、住民に対してどのような姿勢で対応するか。

2番目には、市議会と議員に対する姿勢をどういうふうにとっていくかということです。

3つ目には、行政の大切な担い手である職員の皆さんに対する姿勢はどうとるか。

この3つが大切なことであると思います。

先ほども言いましたように、市長はよく住民のところへは足を運ばれて、現場を見て、そして、対話をして政策を決めていくということでやってみえます。既にまちづくり基本条例をつくられて、あのもとに今後進められていくと思いますけども、その中にはやはり公平な、誠実な態度を持って貫くということは、非常に大切ではないかと思っていますけども、しかし、それだけやなしに、具体的に政策を進めていくということでは、どのように進めていくかということが一番問われているのではないのでしょうか。

それから、私たち市議会については、去年の9月議会で市議会の基本条例を制定いたしまして、それに基づいて議会活動をやるわけでございます。非常に拘束されたような形になってはいますが、二代表制の自治・議会、これが市長と議会が対等な立場で抑制と均衡を保ちながら市政に対応することを、基本的に決めています。

私たちもそれを担うような議会の運営の仕方ということ、今後も更に改良というか、やり方、

運営についても発展をさせなならないと思っていますけども、ようやく始まったばかりです。特に今日の地方議会でも、これがないと、きちんと行政に市議会が対応するのは難しい。そういう問題があると思っています。

現在、2月の改選を経て、市議会は6会派あり、そのうち1人会派が5つあります。それぞれの考え方を持っていますし、それが会派をつくる理由にもなっています。

これに市長がどういう対応するかということについては、非常に私たちも関心を持っています。大きな会派だけをやるとか、最近の行政に、地方自治体の中では市長みずから政党をつくって、自分の会派をつくってそれでやるとか、あるいは、専決処分の多発によって、市政を進めていくというようなことがありましたけども、そういう方向ならないように、この現在の市議会の6つの会派、これがそれぞれの考え方を持っているということを十分考慮された上での対応をしていただきたいと思います。

それから、もう一つは、やはり職員に対する姿勢であります。非常に行政改革が進んで、厳しい条件の中で人数も減らされる。あるいは、今後、教育制度も変えられる中で、市長の職員に対する態度というのは非常に重要かと思っています。

その3つの点を考慮して、現在、どのように3期目を進めていかれるか、最初にお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、館林委員ご質問の標題1、市長3期目の政治姿勢について、要旨ア、市長はどのような政治姿勢で市政を行う考えかについてお答えさせていただきたいと思いますけど、今、館林議員もお触れになりましたように、1期目、2期目と8年間、市政を運営させていただきました。しかし、3期目は、大変やはりまだまだ大きな課題もございますし、決して楽な3期目ではないというふうに、私も覚悟して立候補させていただき、選挙戦を戦わせていただいたわけでございますけれども、特にこれからは地方創生もそうでございますけど、もう瑞浪市だけがよくなればいいという時代ではなく、やっぱりある面では広域連携ということが、特にこれから大きな課題ではないのかなということを思っておりまして、幸い東濃5市は一つという、それぞれの首長さんの考えも相まって、広域連携に対してはそれぞれ積極的に今、動こうと、また、動いている部分、そして、更に動こうという状況でございますので、その辺のところを踏まえながら、その中で瑞浪市をどう市政運営をしていくかということが、私がしっかりやらなくちゃいけない役割だなというふうに思っておりますけども、市政については、今、3点ご指摘がございましたので、住民に対して、そして、議会に対して、そして、行政に対してについてお答えさせていただきたいと思いますけど、今議会の初日の挨拶でも述べさせていただきましたが、私の政治姿勢は「現場主義」、「対話主義」を基本姿勢としております。これは、平成19年7月の市長就任以来、一貫して申し上げ、2期8年にわたり取り組んでまいりました私の政治姿勢であります。

先の市長選挙においても、多くの市民の皆さんからこのことを評価していただいた結果、3期目の市政運営を引き続き託していただけたものと考えております。

今後の4年間も変わるものではありません。現場の声、市民の皆さんの声、そして、市民を代表されます議員の皆さんの声をお伺いしながら、皆さんとともに市政運営を進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思いますし、また、引き続き信頼関係を保たせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、私は平成19年の市長選挙以来、常に無所属で立候補させていただき、これまで市長としての職務を進めてまいりました。館林議員におかれましても、この私の政治姿勢は十分にご理解いただいているものと思っておりますので、よろしくお願いします。

7月の臨時議会の際にも申し上げましたが、瑞浪市の発展や市民の幸せの実感、そのための各種計画の達成という目指す方向は、議会も私も同じであると思っております。

現在、市議会においては、ご紹介がありましたように6つの会派で活動してみえますけれども、議会におかれましては、「是は是、非は非」ということかとは思いますが、私はしっかりとした議論を経て、議決をいただくため、説明責任を果たすことが重要でありまして、常々、職員にも指示をしております。

引き続き、この考え方のもと行政運営を進めていく所存でございますので、議員の皆さんにおかれましてもご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

基本的な姿勢についてはわかりました。

私は日本共産党の票を押してきますけれども、市長は無所属で行くということですので、その立場でお互いにかかわり合いを持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の要旨に入っていきたいと思っております。

きょう、安全保障関連法が公布されました。大変な問題であります。そのことについて、市長の、まあ、政治姿勢ということの標題で通告書を出しましたけれども、この問題についての、安保法についての評価でお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2期目のときでしたけれども、2期目のときは民主党政権であって、それから、自民政権になるとか、あるいは、東日本大震災等原発事故があるという、こういう日本の大きな国政の変化の中での2期目であったと思います。

それを乗り越えて、今期、3期目に入られるわけですが、私は今回、この安保法の問題を市長の質問に出したのは、これからの国の政治が、国の政治という、国のあり方が変わっていく。先ほども言いましたが、地方創生だけではいけないやろうと思っております。

今回、問題になりました安保法についても、自衛隊が憲法を変えずに、きょうからもう既に世界

のどこへでも行けると。戦闘地域にも行けるという、そういう権利ができましたし、それをもう、今回の法制をする中で、大変いろんな角度から問われて、基本的には憲法違反じゃないかということ。戦後70年間、日本がこの国をつくってきた立憲主義、それから、二度と戦争をしないという平和主義、それから、みんなの、国民の声を聞いて民主的な政治をやっていくという、この3つが、今回、土台から大きく問われていく、そういう法案であったということで、かなりの法律学者、弁護士を初め、裁判所元長官やとか、内閣法制局前長官までがそういう声明を上げる。

特に、そういう点では憲法批判とか、あるいは、法を無視してでも権力さえ持てば、議員の数さえとれば、選挙で勝てば何でもできるという、そういうことであったというふうに思われます。

そのことには、全国民の中で大きな運動になって、特に若者や、あるいは若いお母さん方がこの反対運動に堂々と立ち上がってきた。昔の安保闘争のときのように、私たちも経験しましたが、労働組合の動員で行くとか、そういうことやなしに、みずから立ち上がってこの法案に対する疑問を述べている。あるいは、反対も、法制ができてからも6割を超えているということがあつたわけですから、ここに地方自治体も、こういう社会の中で今後やっていかなんということですから、大いに関係が出てくると思いますし、既に4月からのこの法案の審議の状況も多く報道されています。

しかし、市長も非常に考えられた問題だと思っていますので、現在、この問題に対して、市長はどのように認識をしておられるか。こういう政治状況について、認識はどのようにしておられるか、お聞きしたいと思います。

法は、既にきょうから公布されたという、そういう事態に入ってきたということですので、一つ認識をお聞かせいたします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、館林議員ご質問の要旨イ、安保法制について市長の認識はどのようなについてお答えさせていただきます。

政府は、昨年7月に、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」とする安全保障法制の整備に関する新しい見解を閣議決定されました。安倍総理は、閣議後の会見で、その内容について説明をされています。その後、様々な議論を経て、5月には国会に「平和安全法制整備法」と「国際平和支援法」の2つの法案が提出されまして、長時間にわたる審議の末、衆議院では7月16日に可決されまして、参議院では今月19日未明に可決、成立をしたところでございます。

私もこの2つの法案の国会などでの議論や、マスコミ等の報道、また、憲法の専門家から違憲との考えが示されるなど、様々な意見が出されたことは承知しております。

冷戦終結後、安全保障環境は大きく変化しまして、我が国は将来にわたり平和を維持するとともに、積極的に国際平和活動へ参加することが期待されている中、この2つの法律は、政治の責任において、安全保障をつかさどる国政の場である、衆・参両院でしっかりと時間をかけて審議され、

成立した法律であると認識しております。

しかし、一方で国民の理解が深まっていないことも事実であり、政府におかれましては、今後も丁寧にしかりと説明をし、国民の理解を深めることが重要であると考えております。

以上、私の認識として、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 舘林辰郎君。

○14番（舘林辰郎君）

一応、市長の認識をお聞きしました。現状の状況を見れば、そういうことも出てくると思っています。

しかし、残念ながら、この法がきょうから動き出したということについては、まだまだとても国民が理解をして、そこについていくということができないと思っています。恐らく、この運動は更に引き続いて、このような憲法違反と言われるような状態は、一刻も早く直さなならないと思っています。

特に、我々は議会人として、民主主義を重んじるわけですから、反対の意見があっても、どこでまとめるかということについては、有権者の皆さん、市民の皆さんの声を聞いて議会をするという態度を、市議会とはらなならんし、国の政治でも、議員が多いことだけで事が済むことではないと思っています。

恐らく、今後もこの運動は続くと思っていますので、特にこれ以上、市長と論争する気はありませんので、市長の認識を一応、きょうはお聞きしました。

それでは、次の標題に入っていきます。

次の標題では、聴覚障害者への情報提供についてお聞きをしたいと思っています。

民生部次長にお聞きします。

昨年の9月議会で、市議会は、「手話言語法」制定を求める請願があり、それに対して国に対して意見書を提出しました。

しかし、残念ながら、この「手話言語法」化は、まだ国によって制定されていません。一刻も早くこの「手話言語法」が制定されることを望むものでありますけれども、地方自治体においても、こうした聴覚障害者が情報をどのように得るかということは、一刻も猶予がならん問題だと思っています。それぞれの行政の中で、こうした障害者の救済、対応をしていかならないと思っています。

このたび、特にこういう災害時の問題について、防災ラジオの配付を本市はとって、大変結構なことで、一刻も早くそれが、使わなくてもいいように願いたいんですけども、使わなならんときが来るかもしれませんけども、こうした聴覚障害者については、このラジオは通用しませんので、こうした方々に災害時の情報をどのように届けるかということが大事だと思っています。

きのうの大久保議員の答弁の中で、次長は災害基本法に基づいて行政はやっているという、そういう答弁をされましたけども、私はその災害基本法じゃなしに、障害者基本法の第22条は、障害者

に災害のときの情報をどのように提供するかという基本的なことが書いて定められた条例ですので、これに基づいて、市ではどのような施策をとっているかということをお聞きしたいと思っています。

この間も、決算審査をしましたけども、この方々が使ってみえますファックスによる情報ですけども、まあ、使わなくてよければ結構ですけども、2万1,000円ぐらいの決算額になっています。障害者がどれぐらいこれを使わなならんということを僕はつかんでいるわけではないので、昨年の決算では2万1,000円ぐらいしかなかったということですし、それから、昨年夏の広島北部の土砂崩れの災害のときに、そのファックスの情報が避難勧告よりおくれたということで、大変な問題になったということを聞いています。連動しておらなんだと。ファックスと避難勧告と。そうすると、こういう人たちにそういう避難勧告の情報なんかがなかなか行きづらいという問題があると思っています。

そこで、要旨アで、この障害者基本法第22条に対して、本市はどのような施策をとられているでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

館林議員ご質問の標題2、聴覚障害者への情報提供について、要旨ア、障害者基本法第22条による本市の施策はどのようなについてお答えさせていただきます。

本市におきましては、聴覚障害者で身体障害者手帳を取得されてみえる方は、8月末現在で128名、その中で重度の認定を受けてみえる方が49名おられます。

障害者基本法第22条では、情報利用におけるバリアフリー化について規定されておるところでございますが、本市におきましては、聴覚障害者の方に対する情報の伝達に関する施策として、岐阜県聴覚障害者協会に委託して実施しております「瑞浪市障害者意思疎通支援事業」がございます。これは、手話通訳及び要約筆記により、聴覚障害者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行うことで、意思疎通の円滑化を図り、聴覚障害者の社会生活上の利便の向上を目的とした事業でございます。昨年度は、9名で123件の利用がございました。

また、今、館林議員が言われましたが、「瑞浪市電話ファックス使用料金助成事業」では、情報の収集や意思等の伝達の手段として、聴覚障害者のみの世帯の方が電話ファックスを自宅に設置した場合に、利用料金の一部を助成する事業を行っており、昨年度は3件の利用がございました。

このほか、社会福祉協議会では、手話奉仕員を養成するために、手話奉仕員養成講座を開催しており、9名の方が2年の講座を受講してみえますし、また、ボランティア団体の手話サークルあすなろでは、聴覚障害者への手話通訳活動のほかに、週1回の勉強会を行うなどの活動を行っていると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

今、お聞きしましたように、非常にこの辺では、第22条をどういうふうに生かしていくかということでは、それがただ市の行政だけではなしに、手話通訳やとか、あるいはそれに対する支援などが非常に大切かと思っていますので、引き続き、余り機械ばっかりに頼らずに、こうした人の面でも支援をするように努力をお願いしたいと思います。

次の要旨イに入ります。

災害時の避難情報をどのように伝えるかということですが、先ほどこっちと言いましたけども、電話ファックスがあるよと言われましたけども、それが正常な形か、それとも、どういう形で避難勧告なんかと結びつくか。

今度のラジオ放送については、これは設置をされている、連携をとれるようになっているでしょうか。その辺をちょっと。現在はどのような形で情報を提供しているかをお聞きしたいと思います。

要旨イです。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、要旨イ、災害時の避難情報はどのように伝えるのかについてお答えさせていただきます。

本市におきましては、聴覚障害者の方に対し、防災無線で放送する内容をメールにてお知らせすることができる、防災・防犯「絆」メールに加入していただくよう、聴覚障害者の方に文書で案内をさせていただいております。災害時等には、「絆」メールを活用して情報をお伝えしていくこととしており、今後も多くの聴覚障害者の方が登録されるよう、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、緊急時の火災や救急要請等に際しては、消防署に緊急時対応のファックスが設置しており、ファックス番号を聴覚障害者の方にお伝えして、緊急時に備えさせていただいております。

また、身体障害者手帳3級以上の方に、災害が発生したときの地域における支援等に活用できるよう、昨日も答弁させていただきましたが、避難行動要支援者名簿に登録することをお勧めさせていただいております。

また、今言われました防災ラジオに関してですが、どうも聴覚障害者の方にはちょっと機能があるものがあるということをお聞きしておりますので、その辺も一度、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

聴覚障害者については、情報さえ的確に伝えれば、体は元気な方ですので、みずから行動をとれると思います。それで、やはり大切なのは、情報をどのように早く伝えるかが一番大切ではない

でしょうか。

もう少しちょっとお聞きしたいんですけども、その辺では情報伝達のマニュアルなどはつくってあるわけでしょうか。

○議長（熊谷隆男君）

再質問ということですね。

答えられますか。

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

具体的なマニュアルはございませんが、先ほど言いました消防署のファックスにつきましても、そういう障害者の方にしっかりと連絡して、もし万が一のときには、ここへファックスを入れてくださればいいというような、そういう連絡をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

わかりました。災害が起こらなければ結構ですが、そういうマニュアル化をしてみえるならば、それを常に情報発信できるような体制にしておくことが大事だと思っています。

次の要旨ウに入ります。

既に全国の幾つかの自治会では、手話条例を制定して、その条例のもとに行政をやっていくというところが出てきていますけども、残念ながら、なかなか進んでいません。県の中にもつくった県がありますけども、こうした障害者に対して行政とのつながりをつくっていくということは非常に大切だと思っています。

そこでお聞きしますけども、今現在、本市の市役所の窓口で、手話通訳などができる人の配置の状況はどのようになっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、要旨ウ、市役所内での手話通訳者の配置状況はどのようなについてお答えさせていただきます。

現在、市役所内に専門の手話通訳者は配置しておりませんが、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化により、社会生活上の利便を図り、福祉の向上を図ることを目的として、要旨アでお答えさせていただきました「瑞浪市障害者意思疎通支援事業」を実施させていただいております。

この事業を活用した手話通訳者の行政機関への派遣は、昨年は1件ございました。

このほか、手話通訳者養成講座を受講し、岐阜県手話通訳者派遣事業に登録している職員があり、状況に応じてこの職員が対応することもできるものと捉えております。

また、庁内全ての窓口に「耳マーク」のついた「耳の不自由な方は筆談いたしますのでお申し出ください」と記入されたカードを設置しており、カードを示していただければ、職員が筆談で対応させていただいております。

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳者の設置につきまして、今後も研究をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

本当に国が、「手話言語法」などを制定して、それを地方自治体にも義務づけられて、手話条例などをつくっていくという、そういうことを望むものですが、なかなか難しいようですし、我々みずからもその条例をつくるということができないことはないわけですが、その裏づけについては、ないところに条例だけをつくるわけにはいかないと思っていますので、行政のほうでも今、そのマークがあるよと。ここへ来ればすぐわかるということで示されていると思いますけども、これからの社会では、こういう人たちも市役所で用を足すときにスムーズにできるようなことにするには、条例をつくって、その上で手話ができる職員を配置することが必要だと思っていますので、そのように努力をお願いしたいと思っています。

次の標題に移らせていただきます。

最後の標題ですが、今後の指定管理者制度の取り扱いについてお聞きしたいと思っています。

先日、議会の経済建設委員会は、この指定管理者制度について、広島の呉市に視察に行ってきました。呉市の大和ミュージアムで視察をしました。既に報告書が出ていると思っていますけれども、ここで指定管理者制度が、非常に利便性が高い状況にあるし、順調な管理者制度を運営されるということで見てきましたけども、僕も行きました。

非常に規模がでかくて、十分、本市で参考になるということについてはなかったですけども、わかったことは、あそこは指定管理者制度に大和ミュージアムを出して、それが利益を上げて、行政に多額の金が返ってくるという、そういう運営をしておったわけですけどもそのことについては驚いたわけですけども、そこにはかなりのバックがありました。当然、あの施設ですので、海上自衛隊がバックにありますし、それから、経済産業省が当時の戦艦大和をつくったときの技術などを評価して、それを展示で見せる。

もう1点は、観光用というか、旅行者がバックにして、見学者をふやすということをやったということで、非常にとても、これが指定管理者制度かというようなことで、見られるような状態では僕はなかったし、その裏には、やはり安倍内閣が進める戦後の日本をどうするか、いわゆるそういう方針の中でああいうものが指定管理者制度になっていくという、非常に一面では怖さもある管理者制度だと思って見てきたんですけども、呉市にとっては、多くの入場者もあるし、利益も上がるというようなことで評価してみえましたが、とても本市で参考にするようなものではありません。

ませんでした。バックの大きさですね。それから、政府の戦後の政策をどうするかという、安倍内閣の政策の一環として取り組まれているということですので、そういう点では残念だったなと思って見てきたわけです。

ところで、質問の本旨に入っていきますけど、8月の全員協議会において、今後の本市の指定管理者の評価結果が出されました。それによると、今後も引き続き指定管理の施設をやっていくという方針が出ています。

最初に私は、この制度ができたのは、平成18年に本市がつくって、この間、20の施設、一部、2つばかり施設をやめたわけですけども、現在20の施設が指定管理に出されています。その評価が出されたわけですけども、大体、評価としてはどの施設の指定管理制度も好評だというような評価になっていると思っていますけども、基本的に指定管理をさせるということは、行政よりも安上がりだろうとか、あるいは管理がうまく行くだろうとかいうことで、公募とか、あるいは契約制度によって指定管理をしていくということになると思いますけども、本市は1施設ですか。公募でやっているのは。そういうことで、今後、この公募制度については、入れていくのかどうかということについて、総務部長にお聞きしたいと思っていますけど、私は、基本的には公募には賛成するものではありません。そういう立場でありますけども、非常に一面では、先ほど大和ミュージアムのことを言いましたけども、あんなことはできないと思いますので、うちの施設についてどうするかということについて、今後公募を行うかどうか。

本年は、またこの指定管理者についても見直しがされる年ですので、その方向について、総務部長にお聞きします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、標題3、今後の指定管理者制度の取り扱いについて、要旨ア、今後の指定管理者の選定に公募を行うのかについてお答えいたします。

公の施設の指定管理者制度導入にあたりましては、市は「指定管理者制度導入の方針」を定めております。その方針に基づきまして、導入する施設、直営で管理していく施設など、指定管理のあり方について継続して検証を行っております。

この方針では、市民全体を対象とする施設と、地域型の施設に大別いたしまして、施設の設置目的に沿って運用することとしております。その中で、指定管理者の指定は、原則、公募とし、非公募によることができる場合の基準を3つ設けております。

非公募とすることができる基準の1つ目は、専ら地域の住民が利用する施設であり、地域団体などが施設運営の受託意思がある場合でございます。

2つ目は、条例により市の団体への関与が規定され、施設と団体が不可分の関係にある場合で、特定団体が管理運営することが妥当である場合でございます。

そして、3つ目は、特に長期的な期間の継続的な事業運営やノウハウの蓄積などを必要とし、現

在の指定管理者により良好な運営が行われており、指定の変更になじまない場合という、この3つの基準を設けております。

市としましては、この基準に沿いまして、これからも進めてまいります。先に申しましたが、指定管理の選定にあたりましては、公募を原則として、今後も選定をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

やはり僕も、法律から行きますと、公募が原則だと思います。それがなければ、指定管理する意味がないということになってくるとは思いますけども、しかし、住民サービスがそれでいいかどうかということが一番検討してもらわんと、公募だけで行くということではないかと思っていますので、そういう点では、僕は非公募のほうが本市には合うんじゃないかと思っています。

次の要旨に行きます。

具体的に、この7月21日に出された資料から、経済部長にお聞きします。

窯業技術研究所ですけども、この建物については改修、リニューアル後、指定管理をこの施設に入れる、導入していきたいということが書かれておったんですけども、このリニューアルについても計画をされてからいろいろ問題がありますので、現在、本当にこの窯業技術研究所を指定管理に出すかどうかについてお聞きしたいと思っています。

私の意見から言えば、これをやはり、この地域の基幹産業である窯業をどう発展させるか。そのことなしに、ただ指定管理をするだけでは意味が余りないと思っています。そういう点で、もしこれが公募されるならば、窯業界が受けるということならば、全面的に受けてやるということなら、あそこで公募で入れてもいいけども、市がやらなんというようなことになれば、今のなりのほうがいいと僕は思っていますけども、まあ、そこは考え方の違いもあると思いますので、経済部長はどのようにこれを導入されるか、お聞きしたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

それでは、要旨イ、窯業技術研究所の指定管理者の選定はどのように行うのかについてお答えいたします。

平成25年3月に財団法人瑞浪市陶磁器会館が解散いたしまして、その施設は市に寄附されましたので、現在では旧陶磁器会館と旧産業振興センターを合わせて、瑞浪市窯業技術研究所として管理をしております。

窯業技術研究所の建物につきましては、現在、施設の改修設計を行っており、改修の完了後は施設全体を産業振興センターとし、その一部を窯業技術研究所が使用する形態とする計画です。

施設改修後の窯業技術研究所部分を除いた施設の管理、及び1階の陶磁器物販所の運営について

指定管理者制度を導入する方針で、指定管理者につきましては、公募による指定管理者の選定を基本に、ただ今、検討をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

そもそも、この建物は、業界がつくって、運営が困難になって市でやるよということになって、今やって、リニューアルせなん、次はどうなるかわからんというようなことで、また、今回、問題になっておるわけですけども、そういう業界も今、大変な問題を抱えていると思っていますので、基本的には、それは公募になるかもしれませんが、公募だけで検討せずに、非公募も含めて検討しないと、とてもこの指定管理ということには持っていけないんじゃないかと思っていますので、検討願いたいと思っています。

次の要旨ウのところでお聞きます。

市民体育館やとかスポーツ施設も、今回、指定管理を導入するということが発表されています。まあ、これは日にちも時間も決めて、平成29年度ですか、やるというようなことが書いてあったわけですけども、現在、瑞浪市のスポーツ施設をどこに管理させるかが一番問題になるかと思っていますけども、基本的にこれをもし公募でやるならば、経費が安くなるということ以外にないと思います。いわゆる施設管理ですから、主に人件費になると思っていますけども、人件費が指定管理にしたら安く上がると、そういうことで考える以外にないと思っていますけども、現在の要求を見ると、まあ、職員の方を見ますと、再任用やとか臨時の方を職員として雇ってみえますので、そのほうが経費が安いやないですか。僕はそういうふうに考えます。

再任用ということで、これからも職員の方、60歳を超えても働く場所を確保していく。そして、こういう施設で働く希望があれば、そこで働いてもらうということは大変いいと思いますけども、指定管理についてはそういうふうには行かないと思っています。管理者は経営がそれでうまく行かない限りは管理できないと思っていますので、特に料金も目いっぱいといれないという問題もありますので、この今の体育館やスポーツ施設が即、指定管理を入れるということには、大変僕は無理があると思いますが、教育委員会事務局長にお聞きますけども、それでも一応、期限も決めたもので、これまでには何とか入れたいということでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

それでは、失礼いたします。議員ご質問の要旨ウ、市民体育館及びスポーツ施設の指定管理の導入をどのように考えていくのかについてお答えさせていただきます。

市民体育館を初めとするスポーツ施設は、市内に9施設ございまして、スポーツ選手の競技力向上はもとより、市民の健康増進のために欠かすことのできない施設となっております。

本市では、こうしたスポーツ施設の指定管理者制度の導入につきましては、兼ねてより検討を行ってまいりましたが、その間に、近隣市では多くの施設において本制度が導入され、そのメリットとして大きく2つの点について確認をしているところでございます。

1つは、「指定管理者が施設管理と事業運営を一元管理することによって、施設や用具を最大限に有効活用することができるため、市民ニーズに応じた高効率な事業展開ができること」であります。

常に窓口対応を行います指定管理者が、利用者のニーズを的確に捉えることが、充実したサービス提供につながっているとのことであります。

2つ目は、「行政と指定管理者が、スポーツ行政に携わることによって、より視野が広く、密度の濃い行政運営ができること」であります。

いずれにおきましても、指定管理者と毎月1回の連絡会議を初め、随時会議を開催し、積極的な意見交換を行うことで、市民サービスの向上や新たな事業の展開に結びついているとのことであります。

現在、このような先進事例を踏まえ、検討を行っているところでございますが、本市といたしましては、議員からご紹介いただきましたように、公募による指定管理者制度の導入が必要ではないかというふうに考えております。

今後は、9施設について、施設ごとに指定管理の範囲及び導入方法などの検討を行い、速やかに条例整備・仕様書作成などの準備を開始していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

まあ、そのように本気になって導入したいということならば、議会もそのように対応せなならんと思っていますけども、僕は今の瑞浪市のスポーツ施設や体育館の運営状況を見ておって、広いですし、建物が大きい。そういう問題が一つあります。広い場であって、管理が大変だということがあります。

それから、この施設を管理するには、かなりの人件費がかかるんやないかと。草刈りから始めていかんとできんような施設でしょ。草刈りだけ別やということにならんと思いますので、大変な経費がかかると思っていますので、その辺では、十分検討して入れてもらわんと、安易なことで指定管理に変えられないと、そういう施設だというふうに思っていますので、検討をお願いしたいと思います。

最後の要旨に入っていきます。

最後は、中央公民館の指定管理も問題にされています。中央公民館にも指定管理制度を導入しようということで検討されているようですが、中央公民館はご承知のように、地区公民館とは役割がというか、やる行事などを含めて、大変な違いがあるし、特に瑞浪市の中では明世、瑞浪、土

岐には公民館がございませんけれども、それも兼ねとる。図書館も兼ねとるというようなことであるわけですから、この図書館は既に指定管理が入れられていますけれども、ここにも指定管理を入れるということについては、今、社会教育を推進する中でどのように変わっていくかということについては、これは市民サービスにもかかわる重大な問題だと思っています。ここに指定管理を入れるということは、市民サービスにもかかわる問題だと思っていますので、その辺の考え方を、教育委員会事務局長にお聞きしたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

それでは、要旨エ、中央公民館の指定管理の導入をどのように考えていくのかについてお答えさせていただきます。

中央公民館は、議員からもご紹介がありましたように、瑞浪地区、土岐地区、明世地区の3地区の地区公民館であると同時に、市全域を対象区域とする総括的な公民館としての役割を果たすため設置をされているところでございます。

本市では、現在、釜戸、稲津、日吉、陶の4公民館におきまして、各公民館と地縁的な関係の強い地区住民により構成されますまちづくり推進組織により非公募によって指定管理をしているところでございます。

また、中央公民館は、市内の各地区公民館の社会教育を推進するための中心的役割を担うべきものであり、また、地域づくりにつながる人材育成のための学習を、その活動に反映させることが重要であるとともに、各地区公民館と連携して対応することが必要となります。

以上のことから、今まで指定管理者制度の導入を検討してまいりましたが、4地区の地区公民館をその地区のまちづくり組織が指定管理で運営している現状からも、市全体の公民館を総括するには、一部の地区の団体などが担うのではなく、当面は市直営による管理が中央公民館としての事業効果が高いというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

この、先に出されました評価書を見て、大体、本市の指定管理についての評価がわかりました。

今も次の3施設についてお聞きしましたが、やはりそれぞれ特徴を持って、現在でもそれなりの評価ができる事業をやってみえます。特に中央公民館なんかは、日本一と言われるような成人式ですか。あれなどに非常に力を入れてやられるということは、評価は立派なものがあると思いますので、そういうものまでが今後どうなるかということについて問題にしていかならんと思っていますので、よく検討していただきたいと思っています。

以上をもって、私の今回の市政一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（熊谷隆男君）

以上で、館林辰郎君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、2番 小川祐輝君。

〔2番 小川祐輝 登壇〕

○2番（小川祐輝君）

皆さん、こんにちは。

議席番号2番 会派新政みずなみの小川祐輝でございます。

議員になりまして3回目の議会を迎え、そして、3回目の一般質問を迎えておりますが、図らずもとりを務めることになってしまいました。ですが、しっかりと質問させていただきたいと思います。

では、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

今回、私の一般質問は標題が2つあり、1つは「人口減少による小学校の今後について」、もう1つは「移住定住促進について」質問します。2つとも10年後、20年後の瑞浪を見据えたときに、今から対策しておかなければならないことだと考えておりますので、よろしくお願いします。

この2つの標題に共通しているキーワードは「人口減少」でございます。皆様ご存知のとおり、5年前まで4万1,000人いた瑞浪市の人口は、5年間で2,000人も減少し、現在では3万9,000人になっており、瑞浪市の人口減少は更に続いていきます。

その中で、これからは人口をなるべく減らさないようにするにはどうすべきか、人口が減ること出てくる様々な問題に対してどのように対処していくかを考えていかなければなりません。

このことを踏まえ、標題1、人口減少による小学校の今後について、質問させていただきます。

小学校でも人口減少により様々な問題が出てきていると考えます。特に釜戸地区は、10年前に比べ15%人口が減り、大湫町地区では25%、日吉地区、陶地区では、10年前に比べ20%の人口が減っていることから、釜戸・大湫地区、日吉地区、陶地区のような郊外の小学校では、児童の減少が深刻な問題になっているのではないかと考えております。

そこで、要旨ア、現在の児童数の現状と今後の予測はどのようなか。教育員会事務局次長、答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

失礼いたします。議員ご質問の標題1、人口減少による小学校の今後について、要旨ア、現在の児童数の現状と今後の予測はどのようなかについてお答えします。

瑞浪市内の小学校における全児童数は、５月１日の学校基本調査によりますと、平成27年度は1,864名です。今後の予測としましては、平成28年度1,809名、平成29年度1,786名、平成30年度1,756名、平成31年度1,740名、平成32年度1,743名、平成33年度は1,733名となります。６年後には、今年度のおよそ７％減少します。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

２番 小川祐輝君。

○２番（小川祐輝君）

ありがとうございました。今の答弁からわかるように、現在1,864人の児童数が、平成33年の６年後には７％、約130人減少し1,733人になってしまい、やはり徐々に児童数は減少してしまうということでした。

ここで再質問ですが、現在の児童数が一番少ない小学校と最少クラスの人数、そして、今後の予測について教えてください。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

お答えいたします。今年度、市内で最も児童数の少ない小学校は、日吉小学校です。全児童数74名です。その中で、最も児童数の少ない学級は、１年生で9名です。

今後ですけれども、平成33年度、最も児童数が少ないと予測される小学校は、陶小学校です。全児童数73名で、最も児童数の少ない学級は、１年生の6名と予測されます。

以上です。

○議長（熊谷隆男君）

２番 小川祐輝君。

○２番（小川祐輝君）

現在では、日吉小学校が74人で、最少クラス人数は9名、平成33年時点では、陶小学校で73名で、最少クラス人数が6名という話をいただきました。

このように、日吉小学校や陶小学校のような郊外の小学校の児童数が減ってきて、どんどん小規模になっている中、市の中心の小学校と教育の差が生まれないように、小規模校としてのメリット、デメリットをしっかりと認識し、メリットを最大化し、そして、デメリットをなるべく少なくすることが大切だと思いますが、要旨イ、小規模校のメリット及びデメリットについてどのように考えているか。教育委員会事務局次長、答弁お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

要旨イ、小規模校のメリット及びデメリットについてどのように考えているかについてお答えし

ます。

小規模校とは、クラス替えができない1学年1学級の学校と考えております。

本市の小学校には、1学年1学級の小学校が5校あります。

小規模校の主なメリットとしては、次の3つが挙げられます。

1つ目に「児童数が少ないがゆえに、様々な活動のリーダー等を務める機会が増えること」、2つ目に「教師が個々の児童に目が届きやすいため、児童は個別指導を含めたきめ細かい指導を受けやすいこと」、3つ目に「児童が意見や感想を発表する機会が多くなったり、運動場や特別教室など余裕を持って使えたりすること」です。

一方、小規模校の主なデメリットとしては、次の3つが挙げられます。

1つ目は「学習の中で多様な見方や考え方を交流し合う機会が少なくなること」、2つ目に「クラス替えができないために、児童の中で人間関係が固定化しやすいこと」、3つ目に「集団の中で切磋琢磨の場が少ないため、集団としての活力が高めにくいこと」です。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

小規模校のメリットとしては3つあって、リーダーの機会が多くなるということと、きめ細かい対応ができるということ、そして、余裕を持って教室などを使えるということ。

そして、逆にデメリットとしては、多様な見方や考え方ができる機会が少なくなること、そして、人間関係が固定しやすいこと、競争が生まれづらいということ、を、答弁としていただきました。

再質問ですが、このような小規模校のメリットを最大化し、そして、デメリットを最小化するために、何か現在やっていることがあれば教えてください。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

現在、小規模校では、小規模校のメリットを活用することと、小規模校のデメリットを小さくすることに留意して、教育にあたっております。

例えば、小規模校のデメリットである「多様な見方や考え方を交流する機会が少なくなること」に対しては、児童が意見を交流する場を設けることや、教師が異なる考え方を示すことで、多様な見方や考え方に触れさせ、考えを深める指導を行っています。

また、「人間関係が固定しやすいこと」については、小規模校のメリットである「様々な活動のリーダー等を務める機会が多いこと」や、「意見や感想を発表する機会が多くなること」を活用して、活動を通して、一人一人のよさを児童に見つけさせたり、教師が紹介したりして、人の多様なよさを知らせ、人間関係が固定化しない配慮をしています。

「集団の中で切磋琢磨の場が少ないこと」につきましては、複数の学年で一緒に行事を行ったり

社会見学など、他校の児童と一緒にあったりするなどして、幅広い集団を経験させております。

「教師が個々の児童に目が届きやすいということ」は、小規模校の大きなメリットです。全職員が全校児童を知るよう努め、児童に声をかけること、児童の声をじっくり聞いていくことで、学習指導や児童の心の安定を図っております。

以上です。

○議長（熊谷隆男君）

2 番 小川祐輝君。

○2 番（小川祐輝君）

ありがとうございます。今、そのように対応されているということで、全校児童を知って、そして、メリットであるきめ細やかな指導を続けていっていただきたいと思います。

続きまして、要旨ウに入りたいと思います。

瑞浪市では中学校の統廃合が決まっており、平成28年4月には、陶中学校と稲津中学校が統合され瑞浪南中学校に、そして、平成31年4月には、釜戸中学校、瑞陵中学校、日吉中学校が統合され瑞浪北中学校として開校することとなっております。

小学校においても、要旨アで聞いたように1クラスが陶小学校は6人になったり、要旨イのデメリットなどを聞くと、やはり小学校の統廃合も選択肢の一つに挙がってくると思います。

しかしながら、小学校は教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核となっており、保育であったり、防災であったり、そして、地域の交流の場など、様々な機能をあわせ持っています。

また、高山市高根町のように、小中学校の統廃合により地域から学校がなくなったことで、700人台で推移していた人口が急速に減少し、高齢化率も30%台から今では50%台を超え、若い世代がいなくなったという事例もあることから、小学校の統廃合については、保護者や地域の人などいろいろな人に意見を聞かなくてはならないと思いますが、私はすべきでないと考えております。

そこで、要旨ウ、小学校の統廃合基準と本市の統廃合の考えはどのようなか。教育長、答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育長 平林道博君。

○教育長（平林道博君）

失礼します。要旨ウ、小学校の統廃合基準と本市の統廃合の考えはどのようなかについてお答えします。

文部科学省は、1956年（昭和31年）以来、小学校の統合の基準として、2つの基準を示してきました。

1つは、小規模学校を統合する場合の学校規模は、おおむね12学級から18学級を標準とすること。

2つ目は、通学距離にかかわっては、4キロメートルを最高限度とすること、の2つです。

ことし1月には、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が出され、約60

年ぶりに学校統合についての文部科学省の考え方が改めて示されました。この手引きでは、統合の基準としての通学条件は、通学距離から通学時間に変更され、「おおむね1時間以内」という新たな目安が提示されました。これは、スクールバス等の利用を考えてのことです。しかし、学校規模においては、従来どおりの「12学級から18学級」という基準が引き続き示されました。

国の基準を下回る、全校の学級数が11学級以下の小学校は、市内7小学校のうち、陶小、稲津小、明世小、釜戸小、日吉小の5校です。

全国的に見ましても、平成26年5月1日現在ですが、全国の公立小学校2万836校のうち、9,795校、47%の学校は、全校11学級以下の規模であり、国が示す適正規模の基準を満たしていません。

大切なことは、「瑞浪市の小学校の適正規模は、瑞浪市という地域が決める」という考え方です。国が示す基準を機械的に適用するのではなく、瑞浪市という地域の実情や児童の実態を踏まえ、「瑞浪市としての適正規模」を考えていくことが大切だと思います。

教育委員会としましては、本市の小学生の学習や成長にとって、どんな学校規模がよいのかという教育的な観点と、小学校が担っている「地域コミュニティの拠点」という観点とを大切にしていって、本市の小学校の適正規模について考えてきたところです。

また、教育委員会が一方的に適正規模を決めるのではなく、区長やPTA役員、学識経験者など、地域の方々と構成される瑞浪市学区制審議会に諮問し、その答申を尊重する形で、学校規模の適正化を進めてまいりました。

平成16年度には、教育委員会として「瑞浪市全域の通学区域について」諮問し、学区制審議会からは「小学校の通学区域は現状どおりとする」、「中学校の統合については、近い将来、検討する必要がある」との答申を得ました。

当時、既に小学校は、8校のうち5校が、国が示す適正規模を下回る11学級以下であったことや、その後も児童数のさらなる現象が予想される中で、「現状どおり」という答申が出されたことは、「児童数が減り学校規模が小さくなっても、小学校は教育的な観点と地域コミュニティの拠点としての観点から、地域の中にあるのが望ましい」という宣言であったと考えます。

以上のことから、現在のところ、教育委員会として小学校の適正規模を検討することは考えておりません。ご理解をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

ありがとうございました。今現在は考えていないということで、そしてまた、瑞浪市の統廃合の規準については、地域が決めたり、やはり教育の場だけではなく、地域のコミュニティの核としてのものも考慮されているということを聞いて、少し安心しました。

岐阜県白川町では、「学校を統廃合しない宣言」というものをしたところもあるみたいです。

今後も、地域の人たちや、学校教育を受ける児童や保護者などと積極的にコミュニケーションをとりながら、要旨イでも伺いました、小規模校のメリットを最大限に、そして、デメリットを最小

限にすることで、地域にとって、また、児童にとって一番いい小学校の形を考えていつていただきたいと思います。

続きまして、要旨エ、瑞浪市郊外の人口減少問題への対策はどのようなかという質問に入りたいと思います。

この要旨については、人口が減少するということで、小学校が今後なくなってしまうのではないか、また、それに近い状態になってしまうのではないかという考えがありました。そして、冒頭で述べたように、釜戸町地区は10年で15%、大湫町地区は25%、日吉、陶地区では20%の人口が10年で減少していることから、今から郊外の各地区で人口増加の対策をしなければならないと考え、この標題に入れました。

そこで、要旨エ、瑞浪市郊外の人口減少問題への対策はどのようなか。まちづくり推進部長、答弁をよろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨エ、瑞浪市郊外の人口減少問題への対策はどのようなかについてお答えいたします。

人口減少問題につきましては、市全域に係る課題であると捉え、移住定住施策の促進、子育て支援など、各種施策を展開しておるところでございます。

現在、各地域におきましては、地域の活性化や課題解決のために、夢づくり地域交付金により、まちづくり推進組織に活動していただいているところでございますが、地域によっては人口減少問題を地域の課題として捉え、人口増加につなげるような主体的な取り組みも出てきております。

例えば、大湫町では、独自に転入対策委員会を立ち上げられ、転入希望者と地域のマッチングに取り組んでおられます。

このように、地域が人口減少問題に取り組むべき課題と捉えられれば、交付金の活用なども可能ですので、市としても支援を図ってまいります。

こうした各地域における主体的な取り組みが、地域の活力となり、人口減少の歯どめにもつながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

今、市としては、地域全域にかかわる人口減少問題に取り組んでいるということと、地域、大湫町の例を挙げて、地域から声が出たら、それを手厚くサポートするというのを伺いました。

再質問というよりは確認に近いものになりますが、瑞浪市郊外に限定した人口減少問題への対策は、市が主体ではやらず、地域から声が出たらそれをできる限り市としてサポートするということでよろしいでしょうか。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

市としてのスタンスといたしましては、地域の課題と捉えていただくことが第一だと考えております。地域の声からそのようなものが上がれば、市としては全面的にバックアップしていきたいと考えております。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

ありがとうございました。

まずは地域の人口減少問題に関しては、地域の問題として、地域が解決しなければならないということを、しっかりと地域に意識してもらい、そして、もし地域から人口減少問題に対して声が上がったときは、市としてでき得る限りのサポートをしていただきたいと思いますと考えております。

以上で、標題1の質問を終わります。

続きまして、標題2、移住定住促進について質問したいと思います。

地方で人口減少が問題になっている中、国においては、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定され2060年に1億人程度の人口を確保するという「国の長期ビジョン」と、今後5年の政府の施策の方向性を提示する「国の総合戦略」が閣議決定されました。

これを受け、瑞浪市においても、第6次総合計画に即した形で、現在、「瑞浪市人口ビジョン」や総合戦略を提示する「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している最中であり、パブリックコメントの募集が終わったので、その素案は9割以上がほぼ決まった状態ではないかと思っております。

人口を維持するためには、出生数をふやす、死亡者数を減らす、転入者をふやす、転出者を減らすの4つの方法しかなく、「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案においても、「移住定住策」というのは、転入者をふやす、そして、転出者を減らすという面で重要な役割を担っているのではないかと思います。

そこで、まちづくり推進部長に質問します。

要旨ア、移住定住政策について現状はどのようなか。答弁、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、標題2、移住定住促進について、要旨ア、移住定住政策について現状はどのようなかについてお答えいたします。

本市は、総合計画におきまして、3プラス1のまちづくりの重点方針を掲げ、人口問題に取り組んでおります。移住定住政策もこの一環で、移住定住促進奨励金交付事業や移住定住情報発信事業、

空き家・空き地バンク事業、婚活支援事業、都市・農村交流事業などの事業を進めております。

これらは、市民協働課所管の事業ではございますが、移住定住に関しては、総合的に市の魅力を高めていくことが必要であり、こうした事業以外にも交通の利便性の確保に関する事業、職の確保や、起業に関する支援、子育て支援や医療・介護の充実、安心・安全の確保、美しい環境の整備や薫り高い文化の振興、地域愛の醸成など、取り組むべき事業は多岐にわたります。

住みたい、住んでよかったと思っていただける町にするため、市全体で3プラス1の重点方針に沿った取り組みを行ってまいりますので、議員におかれましても、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

移住定住政策について伺ったんですが、なかなか始まったばかりの政策とかも多く、今現状としては検証しづらいところもあると思いますが、やはりまだまだ空き家・空き地対策など進んでいない部分もあるのではないかと思います。

また、先ほども答弁の中で言われたように、瑞浪市の魅力が大事になってくると言われましたが、現在のそのような政策の中で、瑞浪市独特の政策というのはなかなかなく、瑞浪市独自の資源を使って政策をつくるというのが地方創生の考え方の一つだと思うので、他市と差別化するためにも、瑞浪市にしかない政策というものを考えなければならないと思っております。

そして、こうした政策をつくっていくためには、どの世代のどのような人に、何をどのようにアピールするかという戦略が必要になってくるかと思います。

そこで、要旨イ、移住促進のための本市の戦略はどのようなか。まちづくり推進部長、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨イ、移住促進のための本市の戦略はどのようなかについてお答えいたします。

昨年12月に取りまとめられました、岐阜県の「人口問題研究会中間報告書」におきまして、瑞浪市は「愛知県通勤型」と分類されております。

その中で、人口減少に対する有効な対策といたしまして、「交通の利便性や住環境の利便性の確保充実」、「親元近住の促進」、「子育て支援の充実」などが挙げられております。

こうしたことから、移住促進のための戦略といたしましては、そのターゲットを愛知県に通勤する方や、子育て世代の方、近隣他市にお住まいの方を中心といたしまして、通勤環境のよさ、充実したゆとりのある住宅、生活環境や教育環境、子育て支援策などをアピールしているところでございます。

また、移住定住情報の発信のため作製いたしましたパンフレットでは、「ゆっくり暮らそう みずなみで」をタイトルとして、様々な支援策を掲載しておりますが、今後は更に住宅、生活環境のよさや、通勤環境のよさを強調した情報発信を行う中で、移住定住を考えてみえる方に本市を居住地として選んでいただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

答弁の内容で、愛知県に通勤している人、そして、子育て世代、近隣市に住まれている方をターゲットに、住環境がいいということ、もしくは通勤環境がいい、そして、子育て環境がいいということをアピールしながら、本市の魅力を発信していくということを伺いました。

近隣市というものについてもライバルという考え方をとっているのも、やはり負けられないようにしなければならないなと思っております。

少し視点を変えまして、どういう人が瑞浪市に移住しやすいかなということを考えると、やはり昔は瑞浪で育ったが転出したという人が、再度、Uターンをして、瑞浪市に住むという可能性が一番高いと思います。

瑞浪市の「性別・年齢階級別人口移動の推移」の男性の部分を見ると、10代後半から20代前半にかけて進学等による転出が多いが、20代半ばから後半にかけて瑞浪市にUターンしてくる傾向があると分析されており、25歳や30歳の節目に同級生で集まる機会、名称はどうでもいいですが、例えば成人式に倣い、30歳の節目である「三十路式」などをつくることで、昔あったコミュニティが再生し、そして、Uターンにつなげることができると思います。

また、今回、「第15回成人式大賞2015」で、瑞浪市の成人式は、全国98自治体の中から全国1位である大賞に輝きました。これは瑞浪独自の強みであると思います。この強みを生かして、ことし20歳で大賞をとったことしの成人の方、過去に賞をとった成人の方が、25歳などの式典をやったときには、またすばらしいものをつくり上げることができるという思いを込めて、提案させていただきたいと思います。

要旨ウ、三十路式などコミュニティを再生するような事業を実施してはどうか。まちづくり推進部長、答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨ウ、三十路式などコミュニティを再生するような事業を実施してはどうかについてお答えいたします。

大島議員からの質問にもありましたが、現在、三世代同居・近居に対する支援を検討しているところでございます。

小川議員ご提案の「三十路式」は、同窓会などをきっかけに地元への意識を芽生えさせ、Ｕターンを促す効果もあるものと考え、検討中の三世代同居・近居支援事業とあわせて、人口増加策に対し相乗効果が期待されるものと考えております。

また、三十路式が婚活にも結びつく可能性もあるのではないかと考えられております。

市といたしましては、こうした夢のあるまちづくり活動に対して、夢づくり市民活動補助金の制度を設けておりますので、議員におかれましても、三十路世代だと思いますので、ぜひ実行委員会等を組織して応募していただけることを期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

2 番 小川祐輝君。

○2 番（小川祐輝君）

私もちょうどことし30歳となりまして、三十路式に参加できる年となりました。

今、答弁いただいたとおり、市ではちょっと難しいということですが、いろいろなまちづくりの補助金などを使いながら、準備委員会をつくって、三十路式というのをやることができたらと思います。

少しちょっと再質問をしたいんですけども、もし、準備委員会とかをやったときに関して、例えばどんなようなサポートが受けられるのでしょうか。予算的であったり、人的であったり、例えば、個人情報という部分が一番そういうものには問題になってくると思いますが、そういうところでサポートというのは受けられるのでしょうか。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

まだ、三十路式の形自体がどういったものかよく把握しておりませんので、その時点でご依頼をいただければ、個々に検討してまいりたいと思いますが、啓発等に関しましては、積極的に行っていけると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

2 番 小川祐輝君。

○2 番（小川祐輝君）

こういった節目節目に集まる式というのは、やはり成人式よりも予算も少なく、費用対効果も高いと思われる事業になり得る可能性があると思いますので、私も含めて考えていきたいと思います。

続きまして、要旨エに入らせていただきます。

先日、自分が移住する身になって考えて、インターネットで瑞浪市を検索してみました。現在、インターネットには移住定住に関するサイトは主に2つあり、1つは一般社団法人 移住・交流推進機構が運営している「ニッポン移住・交流ナビ J O I N」というサイトで、もう1つは総務省

が運営している「全国移住ナビ」というものがありました。

この2つで瑞浪市を検索して、内容を覗いてみました。ところが、その内容を見てみると、情報がまだまだ浅い状態であり、その中のバナーなどにおいても、ちょっと手づくり感がいいのかもしれませんが、恐らく素人がつくったとわかるようなもので、少し残念でありました。

反対に、先ほど答えられたライバルの近隣市である土岐市では、魅力的な動画を配信しており、また、これもライバルの恵那市では、Uターン者専用のホームページなど、ターゲットをしっかりと決めたデザインのよいホームページがつくってあり、これを見たとき、やはりライバルである近隣市のほうが、情報発信においては瑞浪市の上を行っているのかなと感じました。

そういうことで、やはり、しっかりとしたプロを入れて情報発信をしていかなければ、ライバルの近隣市にも勝てないと、私は思っております。

そこで、要旨エ、移住定住促進のための情報発信について、魅力的に発信できるようにするためデザイン会社等と連携してはどうか。まちづくり推進部長、答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨エ、移住定住促進のための情報発信について、魅力的に発信できるようにするためデザイン会社等と連携してはどうかについてお答えします。

ただ今、小川議員がお話しされたとおり、インターネットで「移住」を検索いたしますと、情報提供サイトの最上位に「JOINニッポン移住・交流ナビ」、そして、2番目に「全国移住ナビ」が提示されます。

それぞれのサイトには掲載枠の形式が決まっております、入力情報の項目も整理されておりますので、それに従い情報を入力し、掲載しておるところでございます。

そのため、入力側の独自性が反映される部分が非常に少なく、デザイン会社等での専門性が発揮される部分も限定される状況ではございますけれども、少しでも魅力的に情報発信ができるよう、改善してまいります。

また、瑞浪市ホームページ内の移住定住に関するサイトにつきましても、より魅力的に情報発信ができるよう、専門家の意見も参考としながら、改善してまいります。

移住定住促進パンフレット「ゆっくり暮らそう みずなみで」につきましては、ことし2月に作成いたしまして、市内外に情報発信を行っておりますが、来年度はパンフレット作成に対し、プロポーザル方式で比較提案を受けることとしております。デザインはもとより、瑞浪の魅力を効果的にPRできる、ストーリー性の高いパンフレットとし、移住定住を考えておられる方を引きつけたと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

ちょっと今の答弁の中で疑問に思ったことがあったんですが、専門的な意見も参考にしながらというふうに答弁されていましたが、これは例えばどのような専門。例えば、本であったりとか、人であったりとか、どういう意見を参考にしながらということなのかがわからないので、教えてください。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

来年度、先ほど申しましたように、パンフレットの作成をプロポーザル方式で、企画提案方式で行いたいと考えております。その中で、いろんな提案がございますので、そういったものもこちらのほうにアドバイスとして反映できたらと考えております。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

ありがとうございます。プロポーザル方式ということで、企画コンペみたいな形のものになるとありますが、そういうことをすることで、魅力的なデザインを、そして、他市に負けない魅力的な情報発信をしてほしいと思います。

それでは、最後になりますが、移住定住促進の今後について伺います。

要旨オ、移住定住促進のために今後どのようなことを考えているか。まちづくり推進部長、答弁をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨オ、移住定住促進のために今後どのようなことを考えているかについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、現在、「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めております。その中で、本市の人口ビジョンも定めておりまして、人口問題に対し、どのような方向性で施策を進めることが効果的かといった分析も行っております。

移住定住促進は、社会減に対する対策でございますが、人口ビジョンにおきましては、自然減に対する対策効果は、社会減対策に比較して少し低いという状況ではございますが、ほぼ同程度の効果が見込まれると分析しておりますので、社会減対策、自然減対策の両面から取り組みが必要でございます。

こうしたことを踏まえ、策定中の総合戦略には、三世代同居・近居に対する支援を初めとした新しい事業とともに、既に実施中の移住定住プロジェクトに関する施策、事業も位置づける予定としております。

これらの事業の実施により、すぐに効果があらわれるというのはなかなか難しいとは思いますが、
れども、「ゆっくり暮らそう みずなみで」を移住定住施策のコンセプトとし、継続的な事業の実
施と検証を行いながら、情報発信力のさらなる強化を図り、市民の皆様とともに取り組んでいき
たいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

2番 小川祐輝君。

○2番（小川祐輝君）

ありがとうございます。三世代同居、そして、これから移住定住のプロジェクトを実施し続ける
ということで、効果的に移住定住を促進していただきたいと思いますが、今、答弁にもありました
とおり、瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略というものの、素案が今でき上がってまして、そ
この人口ビジョンに、「2060年に3万4,000人程度を目指す」という、確保するというのをビジ
ョンとしていると思いますが、このビジョンは第6次総合計画の目標に基づく人口ビジョンだと思
いますけれども、そのビジョンで見ると、現在の人口の3万9,000人を見ると、大体、2032年ぐら
いのものになってしまっていると思っています。

ビジョンが変わってしまうと、やはりそれに向かう方法やプロセスまでが変わってきてしまう
と思っておりますし、やはりしっかり、現実に即したビジョンを描いて、そして、移住定住を促進さ
せる政策をつくっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、小川祐輝君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

これをもちまして、市政一般質問を終了いたします。

○議長（熊谷隆男君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。

あす10月1日から4日までの4日間は、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、あす10月1日から4日までの4日間は、本会議を休会といたします。

また、10月5日は午前9時から本会議を再開しますので、定刻までにご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労様でした。

午後 2 時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 榛 葉 利 広

署 名 議 員 石 川 文 俊